

キュウシュウ ダイガク ヒャクネンシ ダイ8カン： シリョウヘン 1

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報：九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン：
権利関係：



第五編

戦時体制下の九州帝国大学

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校

第一節 理学部設置運動

二八〇 九大理学部の増設

『福岡日日新聞』一九二五（大正一四）年六月二九日

九大理学部の増設

来年度文部予算に、九州帝国大学理学部増設の経費を計上せられたことは、我が西南文化の爲めに、將た綜合大学としての九大の完成の爲めに、寔に慶賀すべき事件と謂はねばならぬ。大学と云ふものの歴史から言つても、学問研究の實際上の必要から言つても、学問の中の学問であり、総ての学問の基礎である所の理学部の設置がなくては、大学としての權威を損し其の組織を完うする所以にあらざるとは、大学当局者に於て、夙に之れを唱道して、其の設置を希望したのみならず、地方識者の熱心に其の実現を期待した所であつた。然も九大には九大特有の事情があつて、大学として第一先行の学部であらねばならぬ理学部が、施設の最後に取り残さるゝの止むなきに至つた。而し九大の歴史は、他府県に対して、最も優秀の成績を示した福岡県立病院を大学に引直ほすことによつて、先づ以て医学部から始まつた。即ち北九州に於ける工業の異常なる發達は、一

方には其の科学的指導誘掖を必要とする意味に於て、他方には其の学問研究に有利なる意味に於て、第二に工学部の設置となつた。而して工業資源の涵養、国民食料の自給自足を痛感するに至つて、遙かに朝鮮滿洲を控へ、又た台湾を控えたる西南日本農林業の發達を期すべく、第三に農学部を設置となつたことは、蓋し勢ひの自然であつた。然し、吾々は、少くも第四に来たるべきものは理学部でなければならぬと考へた。而して学内外の識者も亦た其れを期待した。然も事實は世間の期待を裏切つて其の順位を裏切れるのみならず、其の時期をも裏切つて、意外に早く法文科の設置を見た。這は言ふまでもなく、文教の普及、智識の發達を其の四大政綱の一として立てる原内閣の一大勇断であつた。が、又た原内閣が、中央集權の弊を匡救すべく、地方分權の必要を高唱した當然の結論は、我が西南日本の中心都市に是非とも社会科学の府を設置して、文化の地方配置を調節するの挙に出でしめたのであつた。既に以上四学部の設置を見た以上、次で來たるべきものは、何としても理学部でなければならぬが、純學術的意義に於て、其の必要を痛感せらるゝに關せず、兎もすれば一般世間的に輕視せられんとする理学部が、果して勿急に實現せらるべきや否や、吾々が窃かに危み來つた所であるに關せ

ず、文部当局に於て、来年度予算に於て、之れが経費を要求せることは、吾々が、衷心感謝に堪へざる所である。勿論、文部予算の概算としても、未だ確定せる訳でなく、今後予算編成上、如何なる運命を見るかは、予測の限りではなひが、斯の如き一國文教の根底に關する重大予算は、文部当局に於ても、軽々に取扱ふ筈もなく、閣議なり、議會なりに於ても、充分に慎重なる態度を取るであらうから、吾々は、此の間に善処して、万遺漏なきを期し、万有る障碍を排して、其の実現を期せねばならぬ。(六號)

二八一 理学部設置に關する福岡県教育會建議書

『福岡日日新聞』一九二七(昭和二年)一〇月二日

本會は左記理由に依り満場一致の決議を以て九州帝国大学に理学部を設置せられんことを望む。

理由

九州帝国大学には現在医学工学農學並に法文学部の四学部を有し略綜合大学の体系を存せるが如しと雖、此等の基礎科学を研究すべき理学部の設置なきは一大欠点と言はざるべからず。抑最高学府に於て諸学の蘊奥を究めんとするには、先づ基礎科学に於て充分なる研究を遂ぐるに非ずば能く其目的を達し得ざるは言を俟たざる處なり。近時我學界に於て屢世界に誇るべき研究の發表せらるゝは快心事なりと雖、これを欧米の學界に比すれば其數極めて乏しく其価値も亦

必しも大ならざるは洵に遺憾とする處也。而して此等の原因は種々あるべしと雖、主として我學界に於て基礎科学の研究未だ幼稚なるに由らざればならず。我九州帝国大学に於て今日に至る迄理学部の設置せられざるが如きは、我學界の此悲しむべき傾向の一証左として本會の最遺憾とする處なり。

現政府は産業立國を其政綱として高く標示せられ大に殖産興業を圖られつゝあるは洵に慶賀すべき處にして、恐らく是に反対する者あらざるべし。然れ共眞に産業の振興發展を圖らんと欲せば其の基礎たる諸科学の研究の進展に俟たざる可らず。彼の独逸が戦前戦後に亘り産業上幾多の飛躍をなしつゝあるは固より彼の國民の勤勉努力の結果なりと雖、其源は主として科学上の深遠なる研究に負ふ處たるは世の齊しく認むる處にして、政府の大に考慮を要せらる可き處なりと信ず。由来我國民は急進功を焦るの傾向著しく靜に其根本を窮めて深く将来を慮るの念乏しきは一大欠点にして、閣下の如く國家の枢機に参与せらるゝ方々の常に意を用ひて指導啓發せらるべき處なりと信ず。今や國費多端財政必ずしも裕ならざるは本會の能く承知せる處なりと雖も、上述の如き國民性の短所を矯め學界の欠陥を補充せんが爲め、基礎科学研究の府たる理学部を九州帝国大学に設置せらるゝことは國家百年の大計上極めて緊切にして一日も忽にすべからざるを信じ、茲に本會は満場一致の決議を以て其実現を希望する所以なりとす。閣下冀くは直ちに是を採用せられんことを。

大学教育機関トシテ完備セル所以ニ非ス時勢ノ要求ニ鑑ミ且本県文
化発展ノ状況ニ照ラシテ甚タ遺憾トスル所ナリ

此際拳県一致速カニ理学部ヲ設置セラレンコトヲ要望ス

右本県会ノ決議ニ基キ府県制第四十四条ニ依リ意見書及提出候也

昭和十年十二月二十四日

福岡県会議長 添 田 雷 四 郎

文部大臣松田源治殿

大藏大臣高橋是清殿

二八三 理学部設置に関する福岡市会建議案

〔福岡市継続市会云議録〕第一号

一九三七（昭和一二）年三月二五日

建議案

九州帝国大学ニ理学部設置促進ニ関シ市制第四十六条及本市会々議
規則第十二条ニ依リ別紙ノ通り建議案及提出候也

昭和十二年三月八日

提出者 福岡市会議員

建議者

扇 玉	明 治
竹 若	啓 次 郎
今 村	貞 太 郎

末 松	磯 太 郎
津 島	金 次 郎
大 楠	清
副 田	直 規
吉 村	賢 一
久 次	友 吉
江 利	源 六
中 野	泰 介
高 丘	稔
水 津	剛 助
谷 川	丈 七
野 田	貫 造
神 保	榮
江 口	繁
古 川	初 雄
吉 村	賢 一
荒 川	鐵 雄
藤 崎	敬 藏
小 林	峰 次
石 橋	正 作
小 宮	德 七

福岡市会議長

太田 勘太郎 殿

三月廿五日可決

二八四 九大理学部を実現せよ

〔福岡日日新聞〕 一九三八（昭和一三年六月一三日）

九大理学部を実現せよ

九州帝国大学に理学部を設置することは、明治四十三年綜合大学としての同大学が開設された以来の約束であり、既定方針である。既に初代総長山川博士は工学部新設の際この意図の下に教官の配置その他の用意を為したと信ずべき理由があり、次代総長眞野博士及び三代総長松浦氏も亦之を継承して来たのであるが、財政上の理由のため未だにその実現を見ないのは、独り九大のためのみでなく、国家の文化政策の上から見るも実に遺憾事であるといはなければならぬ。綜合大学としての意義及び機能を發揮するためには、凡ゆる科学の基礎である所の理学に関する諸科学即ち理学部を必要とすることは、既に定論であつて復た呶々の弁を要しない。然るに創設以来既に二十八年を経過して尚この肝要なる学部が何等着手されないで、いはば放置の形であるのは、財源難によるとはいへ、歴代文部当局

田中 末次郎

小川 庄三郎

として余りに無関心、無理解の態度であるといはなければならぬ。九大と殆んど同時に創設された東北大は勿論、その後を生れた北海道大も更に阪大も、齊しく理学部が設置されて一通り綜合大学の体制を備へて居るのに比し、大学に対する国家の態度の区々たるを指摘せざるを得ない。こんな歴史的先後の關係は何うでもよいとして、九大を抱擁する九州乃至西日本の現代日本に於ける産業的、経済的乃至社会文化的、大陸政策的地位からしても、九大理学部の設置は確かに国家的意義の存することを認められる。日本は今国運を賭して大陸政策の遂行及び東洋平和の確立に邁進しつつある。かくの如き時勢と国情の下に於て当面の時局に一見縁遠いやうに想はれる理学部設置などは勢ひ閑却され勝であるが、実は思はざるの甚だしきもの。当面の時局に於て日本が着々勝利を制しつつある所以のものも、畢竟は維新以来の科学教育奨励の賜物に帰すべき部分が非常に大であり、将来我が大陸経営の進歩に伴ふてその必要はますます倍加する。この見地からするも、大陸経営の前進根柢地たる西日本の唯一の最高学府に於て理学部を持つことは切実なる要求である。吾々は年々理学部設置費を削除して来た文部省及び大蔵省当局がこの点に関する一段の理解を持つに至らんことを要請すると同時に地元福岡県当局並に北九州地方に、關係ある富豪や事業家諸氏がこの国家的に最も有意義なる理学部の実現に向つて援助協力せんことを希望する。四十年前森鷗外博士は「我をして九州の富人たらしめば」

と、この点に関する重要な示唆を与へたことがある。機運は今動いて居る、財力ある有心者は正に起つべきである。それと同時に大学当局としても、必ずしも初めから形態の完備した理学部を強ひて求めず、場合によつては最も緊要性ある数種の基本的学科のみを先づ抽出して、他は漸進主義に拠るべしとする一部の意見をも参酌するの融通性を持つことが必要であらう。吾々をして尚無遠慮に所見を述べしむるならば、精神教育と共に自然科学教育の重大性について最も明確なる観念を抱持する荒木文相の下に於て、この西日本教育学界の一大宿題解決の端緒を開くに至らんことは、西日本文化人共通の願望であることを附言したい。

二八五 理学部設置建議案に関する福岡市会質疑

〔福岡市継統市会云議録〕第一〇号

一九三八(昭和十三年一月二四日)

一四番(宇賀田) 動議ヲ提出致シマス、予テ九州帝国大学ノ綜合
大学トシテノ完成——又從ツテ之ガ為ニ学府トシテノ
完成ヲ致シマスル為ニ、是非共理想部ヲ設置シタイト云
フコトガ、大学内ノ多年ノ希望デゴザイマス、此ノ事ガ完
段々機ガ熟シツ、アルヤニ見受ケラレマス、此ノ事ガ完
成致シマスコトハ我が福岡市ニトリマシテモ、非常ニ望
マシイコトデハナイカト存ズルデアリマス、茲ニ福岡

市会ニ於カレマシテ右九州帝国大学ニ理学部ヲ設置セラ
レル様、此ノ際建議ヲ願ヒ致シマシテ、右ノ趣旨ヲ内
閣総理大臣、文部大臣並ニ大蔵大臣ニ御申出下サレバ、
大学ト致シマシテモ大変欣快ニ堪ヘナイコト、存スルノ
デアリマス、右建議シタイト思ヒマス

議長(高橋)

只今九州帝国大学内ニ理学部設置ニ関スル建議ガア
リマシタ、御賛成ノ方ハ、オ知ラセテ願ヒマス(賛成々々
ノ声起ル) 賛成ノ方ガ多数アリマスノデ、此ノ建議ヲ市
会ノ決議ヲ以テ総理大臣、文部大臣ニ申出タイト思ヒマ
ス(大蔵大臣モ一ト呼ブ者アリ)ソレニ大蔵大臣ノ三大
臣ニ向ツテ出シタイト思ヒマス

二六番(三苫) 只今十四番議員ノ提案ニ対シマシテ、陳情書作製

ノ為ニ委員ノ必要ハゴザイマセンカ

議長(高橋)

陳情書作製ノ委員ヲ作ルト云フ建議ガアリマシタ、
之ニ賛成ノ方ハ……(賛成々々)ノ声起ル)ソレデハ委
員ヲ作ルトコトニ決定シタイト思ヒマスガ……(議長指名)
ト呼ブ者アリ)ソレデハ委員ヲ作ルトコトヲ採決致シマス
一一番(高田) 右ノ話ハ聞及ブ処ニヨリマスルト、大分切迫シテ
居ルヤウニ伺ヒマスルガ、陳情書ト云フヨリモ直接議長
或ハ副議長ガ才出デニナツテ陳情ナサル必要ハアリマス
マイカ、如何デスカ

議長（高橋） 只今議長或ハ副議長ガ出京シテ、直接申出ヨト云フ

建議デアリマスガ、御賛成ノ方ハ……

一八番（吉村） 今ノ申出ハ結構デアリマスガ、九大ノ当局トヨク

打合セテ然ルベキ方法ヲ執ツタラ何ウカト思ヒマス、私
トシテハ先ヅ陳情書ト云フ程度デア相談スルト云フコトガ
適當デハナイカト思ヒマス

（賛成々々）ト呼ブ者アリ

議長（高橋） 九大当局ト相談ヲシテカラ陳情書ヲ調製シテ出スト

云フ提議ガアリマシタデスガ御賛成デアリマセウカ（賛
成）ト呼ブ者アリ）ソレデハ委員ヲ作リマシテ九大当局
ト相談ノ上陳情書ヲ作ツテ、差出スコトニ決シタイト思
ヒマスガ、異議ハアリマセンカ（「異議ナシ」ノ声起
ル）ソレデハ左様採決サレタモノト致シマス、委員ハ何
ウ致シマスカ

（議長一任）ト呼ブ者アリ

八番（山本） 只今ノ委員ハ議長副議長デ然ルベク御相談下サツテ

ヤツテ頂ケバ、日モナイコトデアリマスカラ別ニ委員ヲ
作ルニハ及バナイト思ヒマス

議長（高橋） 議長副議長デヤレト云フ提議ガアリマシタガ御賛成

デスカ（賛成々々）ノ声起ル）ソレデハ議長副議長ガ九
大当局ト相談シテ議ヲ練ツテ提出スル、サウ云フコト採

決シタイト思ヒマスガ異議ハアリマセンデセウカ（異議
ナシ）ノ声起ル）ソレデハ左様採決致シマシタノデ
議長副議長デ之ヲ実行致シマス、何レ建議文ハ各議員ニ
書類デ伝達シタイト思ヒマス、如何デスカ（異議ナシ
ノ声起ル）ソレデハサウ云フコトニ決議スルコト
ニ致シマス、

【参考】理学部設置に関する福岡市会陳情書

『福岡日日新聞』一九三八（昭和一三）年一月二六日

我福岡市に設置せられたる九州帝国大学が西日本唯一の綜合大学と
して地方文化の向上發展に寄与する処多大なるものあるは、敢て呶
々を俟たずして明らかな処なりとす。然るに我九州帝国大学が創立
廿七年の今日に至るも尚綜合大学としての機能發揮の上に最も重要
なる一要素たるべき理学部を有せざることは、大学令第一条に明示
せられある大学の使命達成上重大なる欠陥と断せざるべからず。

凡そ理学に属する學術は元来それ自身を以てしては直ちに実利的の
効果を挙ぐることに少きものなるを以て、世人動もすれば之を閑問題
視去るの嫌なきにあらざると雖、国力發展上直接大なる關係を有する
工学農學は勿論、医学の方面に於ても其基礎は凡て理学の上に置か
るゝものにして、此の基礎的學術の發達なくは其応用學術の方面に
於ける大なる發達は期待し得られざるなり。

現下産業に関する科学の研究は其必要漸く世人の認むる処となり、各種研究機関の計画せらるゝもの少からずと雖、此等の研究を實行せんが為には真摯にして且有能なる研究者の養成一日も忽にすべからざるものあり。而して又之と同時に我国に於ける理科教育の振興を図り、国民一般の科学的常識の水準を高めんが為には、篤実なる指導教育者の養成亦極めて緊要のことなりとす。翻つて惟ふに本邦西部に於ける文化並教育の中心たる我福岡市は、更に新興満洲国及中華民国を一衣帯水指呼の間に望み、今次事変最大の使命たる長期建設の目的達成の爲、西日本最大の文化都市として且又産業都市として重要な役割を演ずべきは吾人の信じて疑はざる処なり。茲に於てか本市民多年の要望たる九州帝国大学に理学部の設置せらるゝことは、現時時局下に於てこそ特に喫緊の要務なりと信ず。冀くは幸に本市卅一萬市民の要望を容れ此際速かに九州帝国大学に理学部を設置せられむことを。茲に市民の総意を代表し福岡市会の決議により陳情書を提出するものなり。

昭和十三年十一月廿五日

福岡市会議長 高橋 清作

〔註〕原本に句読点追加。二八五の原本には陳情書本文が付されていないため、新聞に掲載されたものを参考として掲げた。

二八六 理学部設置建議案に関する福岡県会緊急動議

〔昭和十三年福岡県通常県会会議録〕

一九三八（昭和一三）年一月二六日

○議長（添田雷四郎）五十四番

○五十四番（中村堅太郎）此ノ機会ニ緊急動議ヲ提出シタイト思ヒマス、ソレハ九州帝国大学ニ理学部設置ノ件デアリマス、此ノ問題ニ付テハ多年県会ニ於テモ建議案モ出テ居ル問題デアリマスシ、同僚大神議員ノ如キハ最モ熱心ニ主張サレテ居ツタ問題デアリマス。申ス迄モナク北九州帝国大学開設以來将三十七年、此ノ最高学府ガ設ケラレテ以來地方ノ文化向上、産業開発等ニ対シテ非常ナ貢獻ヲシテ居リマス。西日本ニ於ケル最高学府トシテ機能ヲ今日迄十分ニ發揮セラレテ居リマスガ、綜合大学ニ最モ大切ナモノハ之ガ基礎学科タル理学部ヲ建設スルニアラザレバ、完全ナル目的ヲ達成スルコトハ出来ナイノデアリマス。之吾々多年ノ要望スル所以デアリマス。昨今承リマスルト此ノ問題ガ中央ニ於テモ相当論議サレツ、アルガ如キ状況デアリマス。此ノ際吾々県民ト致シマシテ、特ニ時局柄其ノ必要ヲ認メル意味ニ於テ、之ガ促進方ヲ建議案トシテ提出シタイト思ヒマス。右ノ如ク中央ニ於ケル状況ガ相当進行シツ、アル時期デアルト思ヒマスノデ、取敢ヘズ此ノ建議案ヲ電報ヲ以テ一応提出シ、次デ文書ヲ以チマシテ、關係当局各大臣ニ提出シタイト思ヒマス。而シテ其ノ電文及建議案ノ内容等一切ノ手続ハ挙ゲテ議長

ニ一任致シタイト思ヒマス。右緊急動議ヲ提出致シマス。願クバ満場ノ御賛成ヲ得タイト思ヒマス。

○議長（添田雷四郎）四十七番

○四十七番（大森實政）本員ハ五十四番ノ動議ニ賛成スルモノデアリマス。此ノ問題タルヤ前三ヶ年ニ亘ツテ私ハ主張シ、同僚ノ賛成ヲ得テ之ガ促進方ノ建議ヲ出シテ居リマス。五十四番ノ云ハレルヤウニ最モ緊急ヲ要スル問題デアリマスカラ、速ニ御同意アランコトヲ希望スル次第アリマス。

○議長（添田雷四郎）三十番

○三十番（大神熊次郎）五十四番ノ動議ニ賛成ヲ致シマス。

○議長（添田雷四郎）四十三番

○四十三番（藤原權太郎）本員モ五十四番ノ動議ニ賛成致シマス。

（動議成立）ト呼ブ者アリ

○議長（添田雷四郎）五十四番ノ動議ハ成規ノ賛成者ハアリマスカラ成立致シマシタ。之ヲ議題ト致シマス（「異議ナシ〜」ノ声起ル）御賛成ノ方ハ御起立ヲ願ヒマス。

賛成者起立

○議長（添田雷四郎）満場起立デアリマス。其ノ通り決定致シマス。尚其ノ手続等ハ私ニオ任セ願ヒマス（「異議ナシ〜」ノ声起ル）ソレヂヤ其ノ通り決定致シマス。本日ハ之デ閉会シマス。二十八日午後一時カラ開会シマス。

【参考】理学部設置に関する福岡県会建議案

『福岡日日新聞』一九三八（昭和一三）年一月二七日

九州帝国大学の総合大学としての使命に鑑み福岡県の産業、国防並に地勢的特殊情勢に鑑み速に九州帝国大学に理学部を設置せらるるは現時局下に於て特に喫緊の要務なりと信ず茲に県民の総意を代表し県会の決議に依り右設置方意見上申す

昭和十三年十一月二十六日

福岡県会議長 添田雷四郎

内閣総理大臣、文部大臣

大蔵大臣、企画院総裁宛

〔註〕二八六の原本には建議案本文が付されていないため、新聞に掲載されたものを参考として掲げた。

第二節 理学部の創設

昭和十四年三月三十日

二八七 帝国大学及其ノ学部ニ関スル件中改正

〔官報〕第三六六九号 一九三九(昭和十四)年三月二日

勅令第百十一号

内閣総理大臣 男爵 平沼騏一郎

文部大臣 男爵 荒木 貞夫

朕大正八年勅令第十三号帝国大学及其ノ学部ニ関スル件中改正ノ件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正八年勅令第十七号中左ノ通改正ス

工学部ノ部中「地質学 一講座」ヲ削リ
「数学及力学 二講座」
物理学 二講座
化学 二講座

御名 御璽

昭和十四年三月三十日

理学部

内閣総理大臣 男爵 平沼騏一郎
文部大臣 男爵 荒木 貞夫

数学 二講座

物理学 四講座

化学 三講座

地質学 二講座

附則

附則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二八八 九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件中改正

〔官報〕第三六六九号 一九三九(昭和十四)年三月二日

二八九 理学部創設ノ理由

〔公文類聚〕第六三編卷八二 一九三九(昭和十四)年

朕大正八年勅令第十七号九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル
件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

一、理学部創設ノ理由

理学ニ属スル學術ハ応用諸科学ニ対スル基礎学トシテ工学、農
学、医学等ノ研究ノ機能ヲ一層發揮セシメ之ガ成果ヲ挙げシム

御名 御璽

ルニ欠クベカラザルモノニシテ綜合大学ニ於テハ理学部ヲ設ケ
 理学研究ノ振興ヲ図ルニ於テ始メテ綜合大学トシテノ完全ナル
 使命ノ達成ヲ期シ得ルモノト信ズ。

今ヤ我が国ハ未曾有ノ難局ニ際会シ科学ノ研究並ニ応用ニ依リ
 解決ヲ迫ラルル問題ハ尠カラズ從ツテ応用諸科学ヲ振興シ技術
 者ノ養成ニ力ムベキハ論ヲ俟タズト雖モ之等ノ方面ヲシテ十分
 ナル効果ヲ収メシメンガ為ニハ更ニ理科の学部ノ拡大創設ヲ企
 テ諸問題ノ解決ヲ容易ナラシムルノ途ヲ拓クハ現下喫緊ノ要事
 ナリ。

右ノ理由ニ依リ九州帝国大学ニ理学部ヲ創設シ綜合大学ノ実ヲ
 挙ゲ産業ノ發展、国力ノ伸張ニ貢献スルトコロアラシメントス。
 理学ニ属スル諸学科ニアリテハ数学、物理学、化学、動物学、
 植物学、地質学等夫々重要ナル部門ヲ担当スルモノナリト雖モ
 長期建設下時局ノ緊迫性ニ稽ヘ且又西日本産業ノ中心地タル北
 九州地方ノ特殊性ニ鑑ミ更ニ指呼ノ間ニアル大陸トノ關係ヲ惟
 フニ之等諸学科中特ニ物理学、化学、地質学方面ノ研究並ニ人
 材ノ養成ハ最モ緊要ナリト断ゼザルベカラザルモノアリ因リテ
 理学部創設ニ当リテハ特ニ選ビテ物理学科、化学科及地質学科
 ノ三学科ヲ設ケ夫々關係講座ヲ置キ十四年四月ヨリ学生ヲ收容
 シ授業ヲ開始セントス。

二九〇 理学部長委任事項

(一九三九(昭和一四)年四月一日達)

理学部長委任事項

- 第一 判任官以下職員ノ事務分課ヲ命スルコト
- 第二 判任官以下ノ諸届ニ関スルコト
- 第三 俸給月額五十円以下ノ雇員ノ進退並五十円以上ノ雇員ノ解職
 ニ関スルコト但決行後即時開申スヘシ
- 第四 雇員以下ノ除服出仕ヲ命スルコト及暇願ニ関スルコト
- 第五 傭人ノ進退ニ関スルコト
- 第六 出勤簿整理ニ関スルコト
- 第七 宿直ニ関スルコト
- 第八 予算ノ範圍内ニ於テ一廉千円未満ノ金額ヲ以テ物品ヲ購入シ
 若クハ備品ノ修繕ヲナスコト
- 第九 価格百円以下ノ不用物品ヲ払下クルコト
- 第十 価格二十円以下ノ寄贈品ヲ処理シ及総長ノ名ニ於テ謝状ヲ発
 スルコト
- 第十一 奨学寄附金ニテ支弁スヘキ給料月額五拾円以下ノ職員ノ命
 免及服務ニ関スルコト但決行後即時報告スヘシ
- 第十二 奨学寄附金ニテ支弁スヘキ一廉千円未満ノ物品ノ購入及物
 品ノ出納保管其他支出ニ関スルコト
- 第十三 奨学貸費ノ支出及返納ニ関スルコト

第十四 一 廉式百円以下ノ修繕及其材料購入ニ関スルコト但模様替

ハ此ノ限ニアラス

〔註〕『九州帝国大学時報』第五一四号 一九三九（昭和一四）年四月五日。

二九一 理学部処務細則

（一九三九（昭和一四）年四月制定）

理学部処務細則

第一条 理学部ニ庶務掛及会計掛ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第二条 各掛ニ掛長ヲ置キ書記ノ中ヨリ学部長之ヲ命ス、掛長ハ学

部長ノ指揮ヲ承ケ掛ノ事務ヲ処理ス

第三条 各掛員ハ掛ノ事務ニ服ス但上司ノ命アルトキハ他掛ノ事務

ヲ助ケヘシ

第四条 主掌事務ニシテ他掛ニ關聯スルモノハ合議スヘシ

第五条 理学部ノ事務ハ学部長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ施行スル

コトヲ得ス

第六条 各掛ノ事務ノ分掌左ノ如シ

庶務掛

一、職員ノ進退身分ニ関スルコト

二、学部長ノ官印及学部印ノ管守

三、教務ニ関スルコト

四、学生ニ関スルコト

五、公文書類ノ收受發送ニ関スルコト

六、統計報告ニ関スルコト

七、儀式ニ関スルコト

八、宿直ニ関スルコト

九、他掛ノ主掌ニ属セサルコト

会計掛

一、歳入歳出ノ予算決算ニ関スルコト

二、歳入歳出ノ収支ニ関スルコト

三、国有財産ノ管理ニ関スルコト

四、物品ノ出納保管ニ関スルコト

五、学部内ノ取締ニ関スルコト

六、備人ノ進退及取締ニ関スルコト

第七条 文書ハ總テ庶務掛ニ於テ接受シ收受件名簿ニ登記シ收受ノ

番号及月日ヲ記入シ直ニ主務掛ニ配布シ取扱者ノ受領印ヲ受クヘ

シ

親展書ハ封緘ノ儘宛名ノ者ニ配布スヘシ

第八条 配布ヲ受ケタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ処分案ヲ起草シ決裁

ヲ請フヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ処分案ヲ起草スル能ハス又ハ処分案ヲ要セス

ト認ムルトキハ学部長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ

第九条 決裁済ノ文書ニシテ他ニ發送スヘキモノハ庶務掛ニ於テ淨

書發送スヘシ

但計算書統計表又ハ図面ノ類ハ各主務者ニ於テ浄書シ庶務掛ニ回付スヘシ

第十条 庶務掛ニ於テ文書ヲ發送スルトキハ發送件名簿ニ登記スヘシ

第十一条 完結ノ文書ハ各掛ニ於テ類別編纂シ之ヲ保存スヘシ

第十二条 收受及發送スヘキ文書ニハ左ノ符記番号ヲ記入スヘシ

理職第 号 職員ノ進退身分ニ関スル文書ニ附スルモノ

理庶第 号 庶務掛ニ属スル文書中庶務ニ関スル文書ニ附スルモノ

理教第 号 庶務掛ニ属スル文書中教務ニ関スル文書ニ附スルモノ

理会第 号 会計掛ニ属スル文書ニ附スルモノ

第十三条 番号ハ符記別ニ之ヲ附シ毎年一月二起リ十二月二止ム

(註)『昭和十四年起 諸規定綴』

二九二 九州帝国大学理学部規程

(一九三九(昭和一四)年四月九日制定)

九州帝国大学理学部規程

第一章 入 学

第一条 通則第六条所定ノ学力檢定試験ヲ受ケ得ル者ハ高等師範学

校及女子高等師範学校本科理科卒業者、専門学校卒業者其ノ他

本学部ニ於テ適當ト認メタル者トス

第二章 在学年限

第二条 本学部ノ在学年限ハ三年ヲ以テ通規トシ六年ヲ超ユルコト

ヲ許サス但シ休学シタル期間ハ之ヲ算入セズ

第三章 学科課程

第三条 本学部ニ左ノ三学科ヲ置ク

物理学科

化学科

地質学科

学生ハ右ノ一学科ニ就キ入学ヲ許可セラルルモノトス

第四条 本学部ニ於テ授業スル学科目ヲ分チテ左ノ三種トス

必修科目

選択科目

参考科目

第五条 学生ハ其ノ所属以外ノ学科ノ学科目ヲモ学修スルコトヲ得

第六条 各学科ニ於ケル学科目並ニ各学年ニ於ケル標準授業時間數

ハ別表ノ如シ

第七条 学生ハ每学年ノ始ニ於テ当該学年間ニ学修セムトスル学科

目ヲ定メ之ヲ当該学科目担任者ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ授

業ノ開始期方学年ノ始ニアラサル学科目ニアリテハ其ノ時ニ於

テ前項ノ申請ヲ為コトヲ得

第八条 一 学科目ニ就キ前条ノ申請ヲ為シ学生ノ員数学修セシメ得

ヘキ人員ヲ超過スルトキハ左ノ順序ニヨリ之ヲ許可ス

一、当該学科目ヲ必修科目トスル者

二、当該学科目ヲ選択科目トスル者

三、当該学科目ヲ参考科目トスル者及其ノ他ノ者

第九条 学生ハ講義、実験及演習ノ終ニ於テ当該学科目担任者ノ修

学証明ヲ受クヘシ

第四章 試 験

第十条 試験ハ学生ノ申請ニヨリ必修科目、選択科目及参考科目ニ

就キ之ヲ行フ

第十一条 試験ノ申請ヲ為スコトヲ得ル者ハ第九条ノ規定ニ依リ当

該学科目修学ノ証明ヲ受ケタル者ニ限ル

第十二条 試験ハ同一学科目ニ就キ毎年一回以上適當ノ時期ニ於テ

之ヲ行フ

第十三条 試験ノ成績ハ合格、不合格ノ二トス

第十四条 所属学科ノ必修科目及左ノ標準ニヨリ選択科目ノ試験ニ

合格シタル者ハ大学令第十条ニヨリ試験合格者トス

物理学科 物理学特別演習、物理学特別実験ノ内一科目外四

科目以上

化学科 二科目以上

地質学科 五科目以上

第五章 聴 講 生

第十五条 聴講生タラントスル者ハ学期開始前又ハ学期ノ始ニ学部

長ニ願出ツヘシ

第十六条 聴講生ニハ試験ヲ行ハス

附 則

本規程ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

学科課程表
物理学科

科目	学 年	
	第一 年	第二 年
必修科目	第一学期	第二学期
	第一 年	第二 年
	第二 年	第三 年
	第一学期	第二学期
	第一 年	第二 年
	第二 年	第三 年
微分学及積分学	每週時四	每週時二
同 演 習	一回	一回
力 学 第 一	二 回	一 回
同 演 習	一回	一回
微分方程式通論	二 回	一 回
同 演 習	一回	一回
測定値整理法	二 回	一 回
同 演 習	一回	一回
物理実験学	二 回	三 回

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

物理学実験第一	幾何光学	応用電気学	物理数学	同演習	同函数論	力学第二演習	物性論及熱学	光学	電磁気学	物理学演習	物理学実験第二	物理学論講	原子物理学	実地見学	選択科目
二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	一回	四回		
二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	一回	四回		
二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	一回	四回		
幾何学	材料力学	応用物理化学第一	応用光学	化学実験	物理学特別演習	物理学特別実験	統計力学	相對論	結晶物理学	固体論	分光学	X線及放射能	気象学	地震学及地下探査法	
二回	二回	二回	二回	一回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	
二回	二回	二回	二回	一回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	
二回	二回	二回	二回	一回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	
二回	二回	二回	二回	一回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	二回	

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校

高圧物理学	地球物理学	宇宙物理学	航空力学	特別講義	応用電気学特論	応用物理化学第二	ヴェクトル及テンソル解析	天体力学	金属材料大意	電気工学大意	機械工学大意	化学通論	数値及図表計算	実地天文学	参考科目
									二	二	二	二	一	二	
										二		二			
						二	二								
								二	二	二					

物理学実験	有機化学実験	物理化学実験	無機化学実験	分析化学実験	一般物理学	農林化学	工業化学	分析化学	有機化学	無機化学	物理化学	科目		科学概論及科学史	物理金相学	高温及低温物理学
												必修科目	学年			
一回			五回		二			四	二	二	毎週時四	第一学期	第一年			
			五回		四			二	二	二	毎週時四	第二学期	第一年			
	五回					四		二	四	四	毎週時二	第一学期	第二年			
	五回					四		四	二	二	毎週時二	第二学期	第二年			
											毎週時	第一学期	第三年			
											毎週時	第二学期	第三年			

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

X 線 化 学	生 物 化 学 特 論	分 析 化 学 特 論	有 機 化 学 特 論	無 機 化 学 特 論	物 理 化 学 特 論	参 考 科 目	有 機 化 学 实 験 法	物 質 構 造 論	同 意 大 意 实 験	生 物 化 学	電 気 化 学	实 用 数 学 演 習	選 択 科 目	实 地 見 学	化 学 特 別 問 題 研 究
												一 二			
												一 二			
							二	二	二	二	二				
							二	二	一 回	二	二				
															五 回
															五 回

岩 石 学	鈦 物 学 实 験	鈦 物 学	地 質 学 層 位 学 实 験	地 質 学 層 位 学	地 質 学 每 週 時 二	科目		学 年	地 質 学 科	化 学 工 業 機 械	植 物 学	金 相 学	分 光 化 学	放 射 体 化 学	膠 質 化 学
						必修科目	学年								
二	一 回	二	二	二	每 週 時 二	第一 学期	第一 年								
二	一 回	二	一 回	二	每 週 時 二	第二 学期	第一 年								
					每 週 時	第一 学期	第二 年								
					每 週 時	第二 学期	第二 年								
					每 週 時	第一 学期	第三 年								
					每 週 時	第二 学期	第三 年								

学生及生徒ニ関スル諸調査 …………… 三三

理学部相信会 …………… 四〇

○沿革

我が九州帝国大学ニ理学部ヲ設置スベシトノ要望ハ明治四十四年
 本学ガ医科及工科ノ二分科大学ヲ以テ創立セラレテ後數年ナラズシ
 テ既ニ唱道セラレタルトコロナリ。然レドモ機未ダ熟セズシテ其ノ
 計画モ具体化スルニ至ラザリシガ、大正七年十二月大学令ノ公布ニ
 伴ヒ翌年二月帝国大学令改正セラレ、之ト同時ニ本学農学部ノ開設
 決定セラル、ニ及デ理学部設置ノ必要ハ一層痛感セラレ、大正八年
 始メテ委員ヲ設ケテ之ガ具体的計画ヲ立案スルノ運ビトナリタリ。

是レヨリ先本学ノ創立ニ当リテ、工科大学ニ於テハ学生ニ対シ基
 礎的学科目ニ関シテ十分ナル教育ヲ授クルコトノ肝要ナルヲ思ヒ、
 特ニ数学、力学、物理学、化学等ノ講座ヲ設ケ、之ヲ一括シテ理科
 教室ヲ組織シタリシガ、理学部ヲ設置スルニ当テハ此ノ理科教室ヲ
 心核トシテ之ヲ完成セシメントスルハ蓋シ自然ノコトト謂フベシ。
 即チ大正八年ニ於テ立案セラレタル計画モ亦此ノ方針ニ出デタルモ
 ノナリシガ、終ニ具体的ニ進展スルノ運ビニ至ラズ。当時、若シ經
 費其ノ他ノ關係上俄カニ理学部ヲ設置スルコト困難ナラバ暫ク工、
 理ノ兩者ヲ合併シテ理工学部トスルモ亦已ムヲ得ザルベシトノ議ア
 リタレドモ之レスラ終ニ実現スルコトヲ得ザリシナリ。爾來本学ハ

毎年理学部設置ニ関スル予算ヲ作成シ政府ニ要望スルトコロアリ、
 當時ノ総長眞野文二及教授桑木或雄等熱心ニ之ガ実現ニ務メタリト
 雖容易ニ其ノ目的ヲ達スルコト能ハズ。

越ヘテ大正十一年ニ至リ本学ニ法文学部ヲ設置スルコトノ決定ヲ
 見ルニ至リタルニ際シ更ニ進テ綜合大学トシテノ完璧ヲ期センガ為
 ニ速カニ理学部ヲ開設セラレタリシトノ要望勃然トシテ起リ、案ヲ具
 シテ其ノ經費ヲ要求スルトコロアリシモ、不幸ニシテ其ノ翌年工学
 部ノ火災其ノ他ノ理由ニヨリ此ノ計画モ亦一頓挫ヲ来スノ已ムナキ
 ニ至レルハ真ニ遺憾ナリト謂フベシ。然リト雖、理学部ノ設置ハ既
 設ノ他学部ノ充実ト共ニ一層其ノ必要性ヲ増加スルニ至リタルヲ以
 テ、一方ニ於テハ政府ニ対シテ必要經費ノ支出ヲ要求スルト共ニ他
 方ニ於テハ有力ナル地方官民ニ対シテ援助ヲ懇請スル等少カラザル
 カヲ効シタリシガ、大正十五年第一次若槻内閣ノ時、文部大臣岡田
 良平ハ九州及北海道ノ兩帝国大学ニ各理学部ヲ新設スルノ計画ヲ立
 テ、之ヲ昭和二年度ノ概算ニ繼續費トシテ計上スルニ至レリ。此ノ
 如クシテ本学ノ要望シタルトコロモ始メテ文部当局ノ納ル、トコロ
 トナリタレドモ政府財政ノ都合ニヨリ、自己ノ資金ヲ以テ創立費ヲ
 支弁シ得ル状態ニ在リタル北海道帝国大学理学部ノ新設ノミガ認め
 ラル、コトトナリ、本学ノ分ハ復タ成立スルニ至ラズ。

次デ昭和五年ニ至リ、官立大阪工業大学ト府立大阪医科大学トヲ
 合セ之ニ新タニ理学部ヲ加ヘテ大阪ニ一帝国大学ヲ新設セントノ織

烈ナル希望方同地官民ノ間ニ起リ、理学部ノ創立并ニ最初数年間ノ維持ニ必要ナル経費ヲ提供セントシタルヲ以テ政府モ其ノ希望ヲ納レ昭和六年度追加予算ニ之ヲ計上シ、終ニ実行セラル、ニ至リシヲ以テ、我が九州帝国大学ニ理学部ヲ設置セントスルコトハ茲ニ又新タナル障碍ニ逢著シ近キ将来ニ於テハ容易ニ其ノ実現ヲ見ルコト能ハザルカノ如ク感ゼラル、ニ至リタリ。

此ノ如ク我が理学部設立ハ中途幾多ノ困難ニ遭遇シタリト雖、時代ノ進運ハ我が大学ヲシテ永ク未完成ノ状態ニアラシムルコトヲ許サズ。加フルニ昭和十二年支那事變ノ勃発ト共ニ科学振興ノ必要性ハ朝野一般ノ深く認識スルコトナリタルヲ以テ、政府ハ終ニ本学多年ノ要望ヲ納レテ理学部ノ新設ヲ計画シ、昭和十四年度概算ニ其ノ経費ヲ計上シ幸ニシテ帝国議會ノ協賛ヲ得、昭和十四年三月勅令第一百十号ヲ以テ本学ニ理学部ヲ増設スルノ件ヲ公布セラル、ニ至リタリ。而シテ事ノ茲ニ至リシハ文部大臣荒木貞夫以下關係各官ノ好意アル尽力ニヨルコト尠カラザルハ勿論ナリト雖、又多額ノ寄附金ヲ提供シテ本計画ノ実現ヲ容易ナラシメタル株式会社社麻生商店社長麻生太賀吉、明治鋳業株式会社社長松本幹一郎、貝島炭礦株式会社社長長島太市、日本ゴム株式会社及ブリヂストンタイヤ株式会社社長石橋正二郎、株式会社日立製作所社長小平浪平、三井合名会社社長男爵三井高公、株式会社三菱社社長男爵岩崎小彌太、株式会社住友本社社長男爵住友吉左衛門及之ガ為ニ常ニ変ラザル同情ヲ以テ

陰ニ陽ニ多大ノ援助斡旋ノ勞ヲ惜マザリシ松本健次郎ノ諸氏ノ功績モ亦没スベカラザルモノアリ、茲ニ特記シテ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス。

此ノ如クニシテ新設セラレタル理学部ニハ先ヅ物理学、化学、及地質学ノ三学科ガ設ケラル、コトトナリ、初年度ニ於テ合計十一講座ヲ置カレシガ、内四講座ハ従来工学部ニ属シタル理学ニ関スル講座ヲ移管シタルモノナリ。而シテ爾後学年ノ進行ニ伴ヒ逐次講座數ヲ増加シ、現在スルモノ数学三講座、物理学六講座、化学五講座、地質学四講座、合計十八講座ナリ。始メ本学ニ於テハ昭和十四年一月理学部設置ノ件略々決定セラル、ヤ直チニ委員ヲ挙ゲテ銳意之ガ開設ノ準備ニ着手シタリシガ、同年三月勅令第一百十号公布セラル、ニ及ビ、総長荒川文六ハ学部長事務取扱トナリ、又教授以下ノ諸員夫レ々々任命セラレ、四月二十六日ヲ以テ其ノ授業ヲ開始スルニ至レリ。然リト雖時恰モ支那事變ニ際シ諸般ノ施設ヲ充塞セシムルコト意ノ如クナラズ、校舍ノ如キモ或ハ既設建物ヲ利用シ或ハ仮建物ヲ急造シテ之ニ充当スルヲ要シ、又授業及研究ニ必要ナル設備ノ如キモ未ダ不備ノ点アルヲ免レズト雖、幸ニシテ教官ノ陣容ハ著々トシテ整備シ、昨昭和十五年十月総長荒川文六学部長事務取扱ヲ免セラレ教授西久光学部長ニ補セラレ、又諸般ノ施設モ略々完了シ、近々第一回ノ学士試験合格者ヲ出サントスルニ至レルハ洵ニ慶賀ニ堪ヘザルトコロナリ。

惟フニ九州ノ地ハ我が国ニ於ケル純正理学ノ發達ニ頗ル關係深キ
 処ニシテ、此等ノ學術ガ本邦ニ移入シタル径路モ多クハ此ノ地方ニ
 存シタルモノト稱スルコトヲ得ベシ。随テ例ヘバ本草学ニ於ケル貝
 原益軒ノ如キ、天文学ニ於ケル西川如見、本木良永、志筑忠雄、麻
 田剛立等ノ如キ、又窮理学ニ於ケル三浦梅園、帆足萬里ノ如キ、斯
 界ノ碩学夙ニ輩出シタル所以ノモノ亦宜ナリト謂フベシ。而シテ今
 ヤ我が福岡ノ地ハ我が国ガ進展セントスル亜細亞大陸及南洋方面ト
 ノ交通ノ衝ニ当リ、且ツ西日本ニ於ケル文化ノ中心地タラントス。
 茲ニ新タニ理学部ヲ得テ漸クニシテ綜合大学トシテノ形態ヲ整フニ
 至レル我ガ九州帝国大学ノ責務ハ輕カラザルモノアルヲ感ズルト共
 ニ、世人ノ我ガ理学部ニ囑望スルトコロノ決シテ少々ニアラザルヲ
 想フナリ。我儕之ヲ承ケテ其ノ局ニ当ル者、益々奮励努力、我が国
 理学界ノ發達ニ貢獻シ、以テ本学部設置ノ意義ヲ没却セザランコト
 ヲ期セントス。(昭和十六年十一月)

○敷地及建物

本学部ノ敷地ハ福岡市大字箱崎九州帝国大学構内ニ在リ。

建物ハ昭和十四年四月理学部創設セラリ、ニ当リ農学部ヨリ農芸化
 学仮教室ヲ譲受ケ理学部第一乃至第四号館トシ又工学部応用理学教
 室及元地質学教室ノ一部並ニ元学生診療所等ヲ使用スルコト、シテ
 之ヲ理学部第八乃至第十二号館トス。越エテ昭和十五年一月更ニ仮
 教室ノ増築ニ着手シ同年八月第五乃至第七号館及危険薬品庫等ノ竣

工ヲ看タリ而シテ尚現ニ工事中ノモノニ原子核実験室(コンクリー
 ト建)及学生控所アリ。

既成建物左記ノ如シ

第一号館	木造平家建	使用坪数	三二坪	第一講義室
第二号館	木造平家建	使用坪数	一三六坪	化学教室
第三号館	木造二階建	"	二七二坪	物理学教室
第四号館	木造平家建	"	一四四坪	化学教室
第五号館	"	"	二二〇坪	数学教室 事務室
南六号館	"	"	一一二坪	物理学教室
北六号館	"	"	一〇四坪	化学教室
第七号館	"	"	一一九坪	工 場
第八号館	煉瓦造二階建	"	一〇〇坪	物理学教室
第九号館	煉瓦造平家建	"	八三坪	化学教室
第一〇号館	煉瓦造二階建	"	一六〇坪	地質学教室
第一一号館	木造平家建	"	五六坪	"
第一二号館	"	"	一四七坪	"
危険薬品庫	コンクリート 造平家建	"	一・五坪	化学教室
物置及便所 其他	木造平家建	"	六五・五坪	
計			一、七五二坪	

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

○九州帝国大学理学部規程

〔中略〕

○講座名及講座内容

同	数学第一	微分学、積分学及函数論
同	第二	幾何学及テンソル解析
同	第三	応用微分方程式及統計学
同	物理学第一	理論物理学
同	第二	実験物理学
同	第三	力学及熱学並ニ其ノ応用
同	第四	光学及電氣学並ニ其ノ応用
同	第五	原子物理学
同	第六	地球物理学及気象学
同	化学第一	無機化学
同	第二	有機化学
同	化学第三	理論化学
同	第四	物理化学
同	第五	分析化学
同	地質学第一	地質学
同	第二	岩石学

同 第三 鉱物学
同 第四 地史学及古生物学

○職員 (同職中ノ氏名ハ就職ノ順ニ依ル)

学部	数学教室	教授	理学博士	理学士	西	久光
数学第一講座担任	教授	理学博士	理学士	福	原	満洲雄
数学第二講座担任	助教授	理学博士	理学士	北	川	敏男
数学第三講座担任	助教授	理学博士	理学士	本	部	均
数学第二講座担任	助教授	理学博士	理学士	佐	藤	徳意
数学	助教授	理学士	理学士	井	上	正雄
数学	助手	理学士	理学士	村	主	恒郎
物理学	助手	理学士	理学士	丸	山	儀四郎
物理学第二講座担任	教授	理学博士	理学士	西		久光
物理学第六講座担任	教授	理学博士	理学士	伊	藤	徳之助
物理学第一講座担任	教授	理学博士	理学士	武	藤	俊之助
物理学第四講座担任	教授	理学博士	理学士	岡	崎	篤義
物理学第五講座担任	教授	理学博士	理学士	篠	原	健一
物理学	助教授	理学士	理学士	水	野	善右衛門
物理学	助教授	理学士	理学士	田	村	次雄

○出版物

理学部ニ於テ研究論文発表ノタメ出版シタル紀要（欧文）等左ノ如シ

- 理学部紀要数学 第一卷 第一号 昭和十五年発行
- 同 同 第二卷 第二号 昭和十六年発行
- 理学部紀要数学 第二卷 第一号 昭和十六年発行
- 同 地質学 第一卷 第一号 昭和十五年発行
- 同 同 第一卷 第二号 昭和十六年発行

尚現ニ印刷中ノモノニ数学第二卷第二号、地質学第一卷第三号及理学部研究報告（地質学之部）第一卷第一号アリ

右出版物ノ大部分ハ内外諸官庁、大学、諸学校、図書館、研究所等へ無償ヲ以テ配布シ一部分ハ有償ヲ以テ希望者ニ頒ツモノトス

右ノ外本学部勤務職員ニシテ昭和十四年度以降内外ノ学術雑誌ニ發表セル論文次ノ如シ

- 数学ニ関スルモノ 十二篇
- 物理学ニ関スルモノ 十三篇
- 化学ニ関スルモノ 十三篇
- 地質学ニ関スルモノ 八篇

○学生生徒出身学校調（昭和十六年十月末日現在）

学校別	昭和十四年			昭和十五年			昭和十六年		
	入	入	入	入	入	入	入	入	合計
第一高等学校			三			二			五
第三高等学校								一	一
第四高等学校									二
第五高等学校			四			一		二	七
第六高等学校								一	二
第七高等学校			一					二	三
松本高等学校								二	二
山口高等学校								一	一
山形高等学校			一					二	三
佐賀高等学校			五					二	七
松江高等学校								一	三
大阪高等学校								二	一
福岡高等学校			一					二	五
静岡高等学校								一	一
高知高等学校			三						三
広島高等学校									一

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校

東京物理学学校	長崎医科大学附属薬学専門部	千葉医科大学附属薬学専門部	大阪薬学専門学校	京城高等工業学校	神戸高等工業学校	明治専門学校	横浜高等工業学校	熊本高等工業学校	広島高等師範学校	東京高等師範学校	成城高等学校	成蹊高等学校	府立高等学校	富山高等学校
二		一					一	一					一	
六	一		三	一	一						一		一	
八	二					一			一	専一		一		一
一六	三	一	三	一	一	一	一	一	一	専一	一	一	二	一

神奈川県	東京都	埼玉県	群馬県	栃木県	福島県	山形県	宮城県	道府県	○学生及生徒道府県別調	計	通信官吏練習所	日本大学予科理科	日本大学工学部	東京帝国大学経済学部
	五	一						昭和十四年入学		二七				
三	二			一	一		一	昭和十五年入学		三〇	一	二		一
	二		一		専一	一	一	昭和十六年入学		三一〇	一		一	
三	九	一	一	一	専一	一	二	計		専一七	二	二	一	一

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

香	徳	山	広	岡	島	鳥	兵	大	京	岐	長	石	富	新
川	島	口	島	山	根	取	庫	阪	都	阜	野	川	山	潟
	二	二					一	一	一			一		一
		三	一	二			一	三		一	一		一	一
一		二	一		一	一		一			二		二	
一	二	七	二	二	一	一	二	五	一	一	三	一	三	二

理学部	種別		学生年齢		
	昭和十六年入学	昭和十五年入学			
	三四年七月	二八年六月	二二年一月	二四年七月	
	二〇年七月	二二年四月	二四年一月		
	二四年一月	二四年一月			

○学生年齢別調（昭和十六年十月末日調）

合	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛
計	児	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛
二七	一		一	二	二	二	二	一	一
三〇	一		一	一		一	三		一
専三〇	二	一	二	一	一	一	六		
専八七	四	一	四	四	三	四	一一	一	二

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校

○入学出願者数及許可者数調

年 区 別	出身 学 校	入学出願者数			入学許可者数		
		第一次	第二次	計	第一次	第二次	計
昭和十四年	高校及学習院高等科 学士号所有其他 傍系各専門学校 計	七	一三	二〇	七	一八	二五
昭和十五年	高校及学習院高等科 学士号所有其他 傍系各専門学校 計	八	二一	二九	八	一八	二六
昭和十六年	高校及学習院高等科 学士号所有其他 傍系各専門学校 計	八	四〇	四八	七	二九	三六

○理学部相信会

本会ハ理学部創立ノ翌昭和十五年二月二十六日理学部教職員、卒業生(将来ノ)及学生ヲ以テ組織セラレ会員相互ノ親睦ト心身ノ陶冶ヲ図リ理学部ノ發展ニ貢献スルヲ目的トス

会長ニハ理学部長之ニ当リ本会事業ノ一切ヲ統轄ス、主ナル事業左ノ如シ

尚各部ニハ各教室ヨリ選出シタル評議員(教官)一名ヲ部長トシ学生委員二名乃至三名ヲ置ク

総務部

一般庶務及企画並ニ会報及名簿ノ発行ヲ司ルモノニシテ既ニ本年三月ニハ相信会誌(会報及名簿)創刊号ヲ発行シ来ル十二月ニハ第二号ヲ発行ノ予定ナリ

會計部
一般會計及基本金會計ヲ司ル

鍛錬部
体育保健ノ増進及運動器具ノ管理等ヲ行フ

教養部

見学、講演其ノ他各種教養ニ関スル事業ヲ行フ

二九四 理学部開学式式辞

〔理学部開学式書類〕

式辞

九州帝国大学ニ理学部ヲ設置スベシトノ要望ハ本学ガ明治四十四年四月医科及工科ノ二分科太学ヲ以テ創設セラレタル後幾何モナクシテ既ニ唱道セラレタルトコロナリ。爾来二十幾星霜其ノ間農学部及法文学部ノ開設ヲ見ルニ至リタルモ理学部ノ設置ハ種々ノ事情ニ妨ゲラレ關係者ノ熱心ナル努力アリシニモ拘ラズ具体化スルニ至ラザルコト多年、吾人ノ等シク遺憾トシタルトコロナリ。然リト雖時代ノ進運ハ我ガ大学ヲシテ永ク未完成ノ状態ニ放置スルコトヲ許サズ加フルニ昭和十二年支那事變ノ勃発ニ伴ヒ科学振興ノ必要性ハ朝野一般ノ認ムル処トナリ遂ニ政府ハ本学多年ノ要望ヲ納レ本学ニ理学部ヲ設置シ昭和十四年四月ヨリ其ノ授業ヲ開始スルコトヲ決定シタリ。爾後年ヲ閱スルコト三、今ヤ將ニ第一回学士試験合格者ヲ出サントスルニ至リ本日茲ニ開学ノ記念式典ヲ挙グルコトヲ得ルハ洵ニ欣快ニ堪エザルトコロナリ。而シテ此ノ如ク本理学部ガ幾多ノ困難ヲ排除シテ開設セラル、ニ至レルハ文部省關係各官ノ好意アル力ニヨルコトハ勿論ナリト雖又多額ノ寄附金ヲ提供シテ之ガ実現ヲ

容易ナラシメタル麻生太賀吉、松本幹一郎、貝島太市、石橋正二郎、小平浪平、三井高公、岩崎小彌太、住友吉左衛門ノ諸氏、併ニ常ニ變ハラザル同情ヲ以テ援助幹旋ノ勞ヲ惜マザリシ松本健次郎氏ノ賜ニヨルコト甚ダ大ナルモノアリ、又之ガ開設ニ際シ直接其ノ準備ノ衝ニ当リタル委員諸氏ノ勞苦ノ少カラザルモノアルヲ懷ヒ茲ニ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス。

抑モ理学ハタトヘソレ自身ニ於テハ直チニ実利的ノ効果ヲ挙グルコト少ク随テ世人動モスレバ之ヲ閑問題視去ルノ傾向ナキニアラズト雖理学ハ総テノ応用學術ノ基礎ニシテ之ガ研究及研究者ノ養成ニ当ルベキ理学部ノ存在ハ綜合大学トシテハ実ニ不可欠ノ要件ナリト謂フモ敢テ過言ニアラザルナリ。而シテ今ヤ本学ハ茲ニ理学部ヲ得テ綜合大学トシテノ形態ヲ整フルコトヲ得タリ。邦家ノ為洵ニ同慶ニ堪エザルナリ。唯時恰モ支那事變ニ際シ各般ノ施設整備意ノ如クナラズ尚ホ不備ノ点少カラザルヲ免カレズト雖幸ニシテ教官ノ陣容略々充実シ將來ノ發展期シテ待ツベキモノアラン。

惟フニ九州ノ地ハ本邦ニ於ケル純正理学ノ發達史ト關係頗ル深ク且ツ今ヤ我ガ福岡ノ地ハ亜細亞大陸及南洋方面ニ對スル交通ノ要衝ニ當リ西日本ニ於ケル文化ノ中心地タラントス。而シテコ、ニ開設セラレタル我ガ九州帝国大学理学部ノ使命ヲ思フトキ其ノ輕カラザルモノアルヲ覺ユルナリ。我等益々奮勵努力其ノ職責ヲ完フシ本邦學術ノ發展ニ貢獻シ以テ學学ノ聖旨ニ応ヘ奉リ國家ノ期待ニ背カザ

ランコトヲ期セントス。

聊カ蕪辞ヲ述ベテ式辞トス。

昭和十六年十一月八日

九州帝国大学総長荒川文六

第二節 附置研究所の増設

二九五 流体工学研究所官制

『官報』第四五一二号 一九四二(昭和十七)年一月二四日

朕流体工学研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年一月二十三日

内閣総理大臣 東條 英機

文部大臣 橋田 邦彦

勅令第三十号

流体工学研究所官制

第一条 九州帝国大学ニ流体工学研究所ヲ附置ス

第二条 流体工学研究所ハ流体ニ関スル工学ノ学理及其ノ応用ノ研

究ヲ掌ル

第三条 流体工学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

第四条 所長ハ九州帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ九州帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ流体工学研究所ノ事務

一ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ專任四人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ

講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所

務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二九六 流体工学研究所設置ノ理由

〔公文類聚〕第六六編卷一七 一九四二(昭和一七)年

九州帝国大学流体工学研究所設置ノ理由

一、流体工学研究所設置ノ理由

過去ニ於ケル流体力学ノ研究ハ主トシテ「完全流体」ト称スル
 仮想的流体ヲ対象トセル為ソノ関スル所概念ニシテ数学
 的理論の興味ニノミ走リソノ成果ノ如キハ却テ實際現象ト
 背馳スルモノサヘ生ジタリ 故ニ流体利用ヲ目的トセル各種
 工業方面ニ於テハ斯ノ如キ理論的流体力学ヲ軽視スルニ至リ
 各部門独自ニ実験のニ或ハ經驗のニ發達シタル結果之等ハ全

ク相互間ニ連絡ナキ工学上ノ個々ノ分野トシテ成長シ来レリ

然ルニ近年ニ至リ工業方面ニ於テ流体力学ノ応用トシテ流体力学ノ發達誠ニ著シク流体ソノモノノ力学的本質並ニ其ノ取扱ノ研究ニ関シ長足ノ進歩ヲナシタル結果工学上ノ個々ノ實驗的結果ハ其ノ本体ヲ明ニセラルルト共ニ相互間ノ關係モ漸次
 闡明統一セラレツツアリ コノ傾向ハ実ニ近年ニ於ケル流体力学ノ一大特徴ト云フベキモノニシテ從來個々ニ独立シ来レル機械工学、河海工学、船舶乃至航空工学ニ於ケル流体力学上ノ研究ヲ同一原理ノ上ニ總括統一シ之ヨリ各部門ノ流体力学
 研究ヲ發展セシムルハ実ニ近世ニ於ケル時代ノ要求ナルト共ニ前記各工学發達ノ機運ヲ促進セシムル為ノ一大要諦タリト云フベシ

誠ニ近時各国ニ於ケル流体力学ニ関スル研究施設ヲ見ルニ何レモ一ノ綜合的研究トシテ漸次統一セラレントスル機運ニアリ例ハバ独逸ゲツテイング大学ノ国立流体研究所、伯林工科大学ノ流体研究所、英国国立理学研究所、米國ノ国立流体研究所、ソ聯国立流体研究所等ソノ例極メテ多ク而モ流体力学ニ関スル業績ニ於テ顯著ナル效果ヲ挙げツツアルモノ之等綜合的研究所ナル事ハ衆知ノ事実ナリ然ルニ本邦ニ於テハ此ノ種ノ綜合研究所ナク之等ヲ基礎的理論ニ於テ總括シテ流体ノ本質ヲ明カニシ各種応用方面ニ資セントスル最モ重要ナル綜合研究

ヲ遂グルコト頗ル困難ニシテ時代ノ進運ト各国ノ情勢ニ鑑ミ
誠ニ慨歎ニ堪エザル所トス而モ流体工学ノ研究ガ航空機並ニ
船舶ノ発達向上ニ至大ノ影響ヲ齎スモノナルヲ惟フトキ事変
遂行中ノ我が国ニ於テ本研究所ノ設置ハ最モ緊急ヲ要スベキ
モノアルベシ

如上ノ事情ニ鑑ミ我が国有数ノ工業地帯ニアリテ夙ニ流体工学
ニ関スル各種最新ノ研究施設ヲ擁シ現ニ相当ノ業績ヲ挙ゲツ
ツアル九州帝国大学ニ之ガ綜合的研究機關タル流体工学研究
所ヲ設置シ以テ斯字ノ発達ニ貢献セントス

二、職員設置ノ理由

教授二人、助教二人、助手四人

九州帝国大学ニ流体工学研究所ヲ設置スルニ伴ヒ所長ノ監督ノ
下ニ於テ研究ヲ掌ルベキ所員タル教授二人、助教二人、上司
ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事スベキ助手四人ノ職員ヲ置カントス

二九七 弾性工学研究所官制

《官報》第四八一四号 一九四三(昭和一八)年二月一日

朕弾性工学研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年一月三十日

内閣総理大臣 東條 英機

勅令第五十五号

文部大臣 橋田 邦彦

弾性工学研究所官制

第一条 九州帝国大学ニ弾性工学研究所ヲ附置ス

第二条 弾性工学研究所ハ弾性工学ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究
ヲ掌ル

第三条 弾性工学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

第四条 所長ハ九州帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ九州帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ弾性工学研究所ノ事務
ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ專任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ
講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所
務ニ従事スル助教ハ通ジテ二人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二九八 弾性工学研究所設置ノ理由

〔公文類聚〕第六七編卷一六 一九四三(昭和一八)年

一、弾性工学研究所設置ノ理由

(一) 弾性工学研究所ノ必要ナル理由

科学技術ノ發展ハ一ニ其ノ基礎的諸学科ノ進歩如何ニ依ルハ論ヲ俟タズ工学ニ於ケル弾性工学ノ如キハ其ノ基礎学科中最モ重要ナルモノニシテ機械、航空、造船、造兵ハ勿論土木建築等ノ諸学科ニ共通ナル最モ緊要ナル基礎的學問ト云フヨリハ寧ロ夫等ノ諸学科ハ何レモ此ノ弾性工学ナル基礎ノ上ニ立ツト云フモ過言ニ非ズシテコノ基礎的研究ノ進歩發達ナクシテハ国防上緊切ナル兵器諸機械ヲ始メ其ノ他構造物ニ於ケル改良進歩ハ望ミ難ク之ヲ研究機關ノ整備セルト否トハ工学ノ發展延イテハ高度国防国家ノ建設ニ影響スル処甚大ナルモノアリ

然ルニ本邦ニ於ケル此ノ方面ノ研究ヲ見ルニ欧米ノ夫等ニ比シ遜色アルハ寒心ニ堪ヘザル所ナリ

仍テ之ヲ綜合的研究ヲ目的トスル研究所ノ設置ハ現下緊急ノ要務タルモノナリ

(二) 九州帝国大学ニ設置スル理由

本学ニ於テハ弾性工学關係施設トシテ材料方面ニ材料強弱学

教室アリ又構造ニ対スル構造力学実験室アリ其ノ他造船、航

空、冶金、応用理学ノ各教室ニモ夫々弾性工学關係ノ研究設

備アリ然レドモ是等ハ何レモ各教室ニ分属シアルヲ以テ所期

ノ成果ヲ挙ゲ得ズ加フルニ人員經費ノ不足ノ為十分ニソノ業

績ヲ挙ゲ得ルニ至ラザルハ最モ遺憾トスル所ナリ

依テ是等ヲ一機構ノ下ニ組織的ニ構成統合シ之ニ専任、兼任

ノ所員ヲ配シ各員一致協力研究ヲ強化シ其ノ業績ヲ挙ゲ以テ

高度国防国家ノ建設ニ邁進センガ為本学ニ弾性工学研究所ヲ

附置シ現下国家ノ要請ニ副ハントスルモノナリ

(三) 職員設置ノ理由

教授一人、助教一人、助手二人

九州帝国大学ニ弾性工学研究所ヲ附置スルニ伴ヒ所長ノ監督

ノ下ニ研究ヲ掌ルベキ教授一人、助教一人、上司ノ指揮ヲ

承ケ研究ニ従事スベキ助手二人ヲ置カントス

二九九 木材研究所官制

〔官報〕第五二〇二号 一九四四(昭和一九)年五月二〇日

朕木材研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十九年五月十九日

勅令第三百五十四号

内閣総理大臣 東條 英機
文 部 大 臣 子爵岡部 長景

木材研究所官制

第一条 木材研究所ハ木材ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第二条 木材研究所ハ京都帝国大学及九州帝国大学ニ附置シ当該帝

国大学ノ名ヲ冠ス

第三条 木材研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ当該帝国大学ノ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ当該帝国大学ノ総長ノ監督ノ下ニ於テ木材研究所ノ事務

ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ各木材研究所ニ付専任六人判任トス上司ノ指揮ヲ承

ケ研究ニ従事ス

第七条 書記ハ各木材研究所ニ付専任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承

ケ事務ニ従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ

講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セシメザル教授及所員ニ補セラレ専

ラ事務ニ従事スル助教ノ各木材研究所ニ付通ジテ六人トシ所属

帝国大学ノ定員外トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三条中「又ハ南方自然科学研究所長」ヲ、「南方自然科学研究所

長又ハ木材研究所長」ニ改ム

第四条ノ二及第六条ノ二中「又ハ南方自然科学研究所員」ヲ、「南

方自然科学研究所員又ハ木材研究所員」ニ改ム

三〇〇 木材研究所設置ノ理由

〔公文類聚〕第六八編卷一〇 一九四四(昭和一九年)

木材研究所設置ノ理由

木材ガ航空機並ニ軍用特殊舟艇ノ建造ニ必要ナルコト殊ニ今日熾烈

ヲ極ムル航空戦、電波戦ニ於テ木製航空機ノ量的及質的増強ガ直接

作戦上ニ甚大ナル影響ヲ有スルコトハ今更贅言ヲ要セザル所ナリ

而ルニ従来木材ニ関スル研究ハ土木、建築ニ用ヒラルル素材其儘ノ

工学的研究ナルカ或ハ木材組織ノ破壊ニヨル木材質ノ化学工芸的研

究ニ外ナラズ航空機又ハ舟艇用ノ如キ特殊ノ利用ニ関スル研究ノ如キハ未ダ殆ンド試ミラルル所ナク而モ右ノ従来ノ研究ハ有機的連絡ヲ欠キ木材ノ特性ヲ生カシ之ニ物理化学的の加工処理ヲ施シテ木材ノ欠点ヲ補正シ更ニ其ノ特性ヲ助長強化スルガ如キ研究ハ極メテ寥寥タルモノニシテ特ニ優良素材ヲ要スル航空機用、舟艇用改良木材ノ生産ニ即応シ得ザル現状ニアリ斯クノ如キ研究ハ木材ガ生物学の組織ヲ有スル特殊材料タル關係上素材性質ノ研究ハ固ヨリ広ク關係諸学科ノ協力ニヨリ綜合研究ヲナスニアラザレバ其ノ成果ハ期シ得ザル所ナリ即チ農、理、工学部ニ於ケル關係各部門相協力シ綜合研究ノ実ヲ挙ゲ以テ木材ノ工学的研究ヲ行フト共ニ優秀ナル航空機用、軍舟艇用其他今日喫緊ノ加工木材ヲ實際ニ試作スル為ニハ之等諸学科ノ綜合研究機關タラシムルノ必要アリ、之本研究所ヲ新設スル所以ニシテ尚本研究所新設ニヨリ学生ノ此方面ニ対スル智識技術ヲ向上スルコトヲ得今日最モ不足ヲ告グル此方面ノ技術者ヲ多數養成セントスルモノナリ。

京都帝国大学及九州帝国大学ニ於テハ既ニ是等木材工学ノ特質ニ基キ木材トシテノ性能ヲ最モ有効適正ニ發揮スルガ如キ研究ニツキ數年來特別ノ科学的の綜合研究ヲ行ヒソノ業績ハ既ニ学界ニ於テモ認めラレタル処ナルモ既述ノ如キ木材ニ關スル研究ハ他ノ理学及工學トノ關聯ヲ緊密ニスルニヨリ初メテ全キヲ得ルモノナルヲ以テ右兩大學ニ木材研究所ヲ設置シ戦力増強ニ資セントスルモノナリ

三〇一 活材工学研究所官制

『官報』第五四一〇号 一九四五(昭和二十)年一月三〇日

朕活材工学研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年一月二十九日

内閣總理大臣 小磯 國昭

文部大臣臨時代理

國務大臣 伯爵兒玉 秀雄

勅令第四十号

活材工学研究所官制

第一条 九州帝国大学ニ活材工学研究所ヲ附置ス

第二条 活材工学研究所ハ返リ材就中航空機關係ノ返リ材ノ活用ニ

關スル自然科学の学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第三条 活材工学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

第四条 所長ハ九州帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ九州帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ活材工学研究所ノ事務

ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ專任八人判人トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ

講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所

務ニ従事スル助教ハ通ジテ四人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第三条中「又ハ硝子研究所長」ヲ、「硝子研究所長又ハ活材工学研

究所長」ニ改ム

第四条ノ二及第六条ノ二中「又ハ硝子研究所員」ヲ、「硝子研究所

員又ハ活材工学研究所員」ニ改ム

三〇二 活材工学研究所設置ノ理由

〔公文類聚〕第六九編卷一七 一九四五(昭和二〇)年

一、研究所設置理由

(一) 研究所設置ノ趣意

国防資材ノ乏シキ我国ニ於テ其ノ利用価値ヲ最高度ニ發揮セシムルコトノ肝要ナルハ贅言ヲ要セサルトコロニシテ其ノ性能ノ研究ト共ニ一旦使用シタル資材即チ「返り材」ノ回収コ

ソ詰迫セル国情下最モ重要且ツ緊急事ナリ

「返り材」ノ回収ハ各種国防資材一般共通ノコトナレドモ本研究所ニ於テハ現戦局下最モ急ヲ要スル航空機用資材ニ重点ヲ置キ航空機用アルミ合金「返り材」ノ回収、其ノ他ノ金属並ニ非金属ノ回収又ハ性能ノ向上研究、更ニ進ンデ此等ニ附随セル廢潤滑油、廢切削油回収ノ研究並ニ工業化ヲ図ルヲ主ナル目的トス

抑々本問題カ資源豊カナラサル我国ニ於テ極メテ重要ナルニ拘ラズ遺憾ナガラ今日迄其ノ実績ノ見ルベキモノナク夥シキ航空機用資材ノ損失ヲ来セル所以ノモノハ從來「返り材」ヲ單ナル屑物或ハ廢品トシテ取扱ヒ精密ナル學術的研究無ク又工場ニ於テモ精巧ナル機械装置並ニ熟練セル工員配置等ノ技術ニヨル工業化ノ欠如セルタメデア

故ニ本研究所ニ於テハ之等ノ問題ニ関シ徹底セル基礎研究ヲ行フト共ニ之ニ基キ工業化ニ到ルマデ一貫セル綜合研究ヲ行ヒ優良品質ノ物ヲ高収率ニ回収又ハ製造セントスルモノデア

(二) 研究所設立ノ急ヲ要スル理由

本研究所ノ急速ナル設置ヲ要請セル所以ノモノハアルミニウム合金、銅、特殊鋼、弗化物、潤滑油等何レモ航空機用資材トシテ必要欠クカラザルモノナルニ拘ラズ航空機増産ニ對

シテ新資材ノミヲ以テシテハ到底之ヲ補給スル事不可能ニシテ大部分ヲ「返り材」回収ニ待ツノ他ナキ逼迫セル状勢下ニアリ而モ回収ヲ一日怠ル時ハ直チニ一日分ノ貴重ナル資材ノ損失トナル故一刻モ早クコノ回収ノ実ヲ挙ゲ以テ皇国ノ要請ニ応セントス

(三) 研究所設立ノ必要性ト特性

活材工学ニ関スル研究並ニ工業化ニ従事セル本学教授ハ既に相当数アレドモ又各自別個ノ研究ニ従事セルヲ以テ本問題ノ研究ニノミ没頭スルコト困難ナルニツキコヽニ研究所ヲ設置シテ本問題ニ専心シ協力一致シテ研究力ヲ重点的ニ集中スルトキハ短時間ニ成果ヲ挙ゲ得ルト共ニ進ンデ其ノ結果急速ナル工業化ヲ期待サレル

今我国ノ工場ノ現状ヲ見ルニ応召等ニヨル技術者ノ不足ハ未熟練工ノ増加トナリ新規工業ヲ工場任セニシテ成立発達セシムルコトハ困難ナル状態デアル依ツテ本研究所ニ於テハ研究完成後ハ速カニ工業化ヲ企策シ工場内ニ進出シテ工業化ノ指導ニマデ及ブ考ヘデアリ之コソ戦時下ノ大学研究トシテ国家ニ対スル責務デアリ肝要ナル役目ト信ズルモノデアアル

第四節 附属諸学校の設置

三〇三 帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件

『官報』第三七〇四号 一九三九(昭和一四)年五月一日

朕帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十四年五月十三日

内閣総理大臣 男爵 平沼騏一郎

文 部 大 臣 男爵 荒木 貞夫

勅令第二百十五号

第一条 東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学、北海道帝国大学、大阪帝国大学、名古屋帝国大学、新潟医科大学、岡山医科大学、千葉医科大学、金沢医科大学、長崎医科大学及熊本医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ置ク

第二条 各臨時附属医学専門部ニ主事一人ヲ置キ当該帝国大学医学部ニ属スル教授又ハ当該医科大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
総長又ハ大学長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一章 総則

三〇四 九州帝国大学臨時附属医学専門部学則

(一九三九(昭和一四)年五月二十五日制定)

第一条 臨時附属医学専門部ハ医学ニ関スル學術ヲ授クル所トス

第二条 修業年限ハ四箇年トス

第二章 学科課程

九州帝国大学臨時附属医学専門部学則

第三条 学科目及其ノ毎週教授時間數左ノ如シ

医化学及 化学及 学及	生理学	解剖学		(生物 又ハ動物 植物学)	数学及物理学	外国語	修身	学科目		
		実習	講義					実習	講義	第一 学期
六	二	二	一〇	二	四	三	一	第一学年		
六	八	四	八			三	一	第二学年		
六	八	四	四			三	一	第三学年		
							一	第四学年		
							一	第五学年		
							一	第六学年		
							一	第七学年		
							一	第八学年		
							一	第九学年		
							一	第十学年		

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

小 児 科 学	泌 尿 器 科 学	皮 膚 科 学	耳 鼻 咽 喉 科 学	眼 科 学	産 婦 人 科 学	外 科 学	内 科 学	法 医 学	衛 生 学	細 菌 学		薬 物 学		病 理 学	
										実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義
															四
							四	二	四	四	六				八
						二	四	二	四	六	四			二	四
	三			三	四	六	六	二						四	
二	三	二	三	四	六	六									
二	二	二	二	二	二	八	八								
一	一	一	一	二	六	四									
一	一	一	一	二	四	四									
一	一	一	一	二	四	四									

冬季休業 自 十二月二十五日
至 翌年一月七日

第四章 入学及在学

第七条 入学期ハ毎学年ノ始メトス

第八条 本専門部ニ入学シ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タル
コトヲ要ス

- 一、中学校卒業者
- 二、専門学校入学者検定規程ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者
- 三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

第九条 入学志願者ノ数入学セシムヘキ人員ニ超過シタルトキハ学業、身体及人物性行等ニ付選抜試験ヲ行フ選抜試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

入学志願者ノ数入学ヲ許可スヘキ人員ニ充タサルトキハ詮衝ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 入学志願者ハ入学志願者名票ニ卒業証書ノ写(又ハ卒業見込証明書若ハ合格証書ノ写)写真及入学考查料五円ヲ添ヘ本専門部ヘ提出スヘシ

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人連署ノ在学証書ニ戸籍謄本及入学料金參円ヲ添ヘ提出スヘシ

第十二条 第二学年以上ニ欠員アリタルトキハ左ノ各号ノ一ニ該当

スル者ニ付入学ヲ許可スルコトアルヘシ

- 一、高等学校高等科卒業者及大学予科修了者ニシテ詮衝セラレタル者
- 二、第八条ニ該当スル者ニシテ前各学年修了程度ニ依リ行フ編入試験ニ合格シタル者

第十三条 前条ノ入学ニ関シテハ第七条乃至第十一条ヲ準用ス

第十四条 退学セシ者再入学ヲ願フトキハ詮衝ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

再入学ノ時期ハ第七条ニ依ルモノトス

第十五条 一旦納付シタル入学考查料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セス

第十六条 入学ヲ許可セラレタル者ハ現住所ヲ入学後一ヶ月以内ニ届出ツヘシ

第十七条 本人及保証人ノ身分上ノ移動並住所ノ変更アリタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第五章 欠席、休学及退学

第十八条 欠席スル者ハ理由ヲ具シ届出ツヘシ
欠席七日以上ニ亘ルトキハ保証人連署ヲ以テ届出ツヘシ但シ病氣ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添附スルヲ要ス

第十九条 病氣又ハ已ムコトヲ得サル事故ニ因リ三箇月以上修学スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ当該学年間休学ヲ許可ス

ルコトアルヘシ但シ休学中ト雖モ復学ヲ願出テタル者ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十條 陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休学トス

第二十一條 休学ノ事由止ミタルトキハ原学年ニ復学セシム

第二十二條 退学セントスル者ハ其ノ理由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ニ退学ヲ命ス

一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 二回継続シテ落第シタル者

四 引続キ一箇年以上欠席シタル者

五 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

六 出席常ナラサル者

第六章 授業料

第二十四條 授業料ハ一学年金八拾円トシ左ノ通納付セシム

第一期授業料 金四拾円 自 四月十一日 至 四月二十五日

第二期授業料 金四拾円 自 十一月一日 至 十一月十日

第二十五條 既納ノ授業料ハ何等ノ理由アルモ還付セズ

第二十六條 授業料ヲ納付期間内ニ納付セサル者ハ登校ヲ禁止ス

第二十七條 欠席又ハ休学期間ト雖モ授業料ハ減免セズ但シ第二十条ノ休学者ニハ其ノ期間月割ヲ以テ之ヲ免除ス

第二十八條 学費ノ支弁極メ困難ナル生徒中成績優良ニシテ品行方正ナル者ニ対シ授業料ヲ減額又ハ免除スルコトアルヘシ

第二十九條 退学者ト雖モ当該学期ノ授業料ハ之ヲ納付セシム

第三十條 特別ノ理由アリテ成規ノ卒業成績考查ヲ受ケ得スシテ追試験ヲ許サレタル者ノ授業料ハ之ヲ徴セズ

第七章 賞罰

第三十一條 本専門部生徒ニシテ學術性行優良ナル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第三十二條 学則並諸規程ニ違背シタル者及生徒ノ本分ニ悖ル行為アリト認メタル者ハ其ノ輕重ニ從ヒ之ヲ懲戒ス懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停学及放校トス

第八章 試験、進級及卒業

第三十三條 試験、進級及卒業

第三十三條 試験ハ学期試験及卒業試験トス

第三十四條 学期試験ハ各学期ノ終ニ於テ当該学期中ニ履修シタル学科目ニ付之ヲ行フ

第三十五條 実習ハ担任教官ノ意見ニヨリ試験ヲ施行セシテ其ノ成績ヲ定ムルコトアルヘシ

第三十六條 各学科目ノ学科成績ハ学期試験ノ成績、勤惰及操行ヲ考查シテ之ヲ定ム

考查ノ方法並採点ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七条 学年成績ハ各学期成績ノ平均ニ依ル

第三十八条 学年成績所定ノ標準以上ノ者ニ限り進級セシム

第三十九条 所定ノ授業日数ノ三分ノ一以上授業ヲ受ケサル者ハ学年成績ノ如何ニ拘ラス原級ニ止ム

第四十条 疾病又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ試験定日ニ出席シ難キ

トキハ其ノ旨ヲ具シ保証人連署ノ上届出ツヘシ但シ疾病ニ因ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス

第四十一条 学期試験ニ欠席シタルモノニシテ事情已ムヲ得サル者

ト認ムル者ニ限り次学期ノ始メニ追試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第四十二条 卒業試験ハ第四学年ノ終ニ於テ左ノ学科目ニ関シ学説

及実地ニ付之ヲ行フ

内科学、外科学、整形外科学、産婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、小兒科学、精神病学

第四十三条 卒業試験ニ欠席シタル者ニ対シテハ前条ノ試験期間中

ニ於テ適宜日時ヲ定メ追試験ヲ行フコトアルヘシ

第四十四条 卒業試験ノ受験期間中ニ受験スルコト得サリシ学科目

又ハ不合格トナリタル学科目アルタメ卒業シ得サル者ニ対シテハ次学年度ノ七月以降ニ於テ當該学科目ニ付更ニ試験ヲ行フ

第四十五条 学年成績所定標準以上ニシテ卒業試験ニ合格シタル者

ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第四十六条 本専門部卒業者ハ九州帝国大学附属医学専門部医学士

ト称スルコトヲ得

附 則

本学則ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔註〕『九州帝国大学時報』第五二三号 一九三九（昭和一四）年六月二六日。

三〇五 臨時附属医学専門部商議委員会規程

（一九四〇（昭和一五）年一月制定）

臨時附属医学専門部商議委員会規程

第一条 九州帝国大学臨時附属医学専門部商議委員会ハ専門部ニ開

スル重要ナル事項ヲ協議ス

第二条 商議委員会ハ九州帝国大学臨時附属医学専門部主事及同商

議委員ヲ以テ組織ス

第三条 商議委員ハ医学部長、附属医院長及医学部教授二人ヲ以テ

之ニ充テ教授タル委員ハ医学部長ノ推薦ニヨリ総長之ヲ命シ

其ノ任期ヲ二年トス

第四条 商議委員会ハ専門部主事之ヲ召集シ其ノ議長トナル

第五条 商議委員会ハ商議委員半数以上出席スルニ非サレハ之ヲ開

クコトヲ得ス

第六条 専門部主事ハ必要アル場合ニ於テハ商議委員以外ノ本学職

員ニ列席ヲ求ムルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和十五年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(註『九州帝国大学時報』第五四五号 一九四〇(昭和一五)年二月一日。

三〇六 九州帝国大学内ニ臨時教員養成所設置

〔官報〕第四五二六号 一九四二(昭和一七)年二月二日

文部省告示第五十四号

左ノ学校内ニ臨時教員養成所ヲ置キ昭和十七年四月ヨリ開始ス其ノ名称、学科、修業年限及募集人員左ノ如シ

昭和十七年二月十二日

文部大臣 橋田 邦彦

学校名	名称	学科	修業年限	募集人員
北海道帝国大学	札幌臨時教員養成所	数学科	三年	三〇名
東北帝国大学	仙台臨時教員養成所	数学科	三年	三〇名
九州帝国大学	福岡臨時教員養成所	数学科	三年	三〇名
大阪帝国大学	大阪臨時教員養成所	物理化学科	三年	三〇名
奈良女子高等師範学校	奈良女子臨時教員養成所	数学科	三年	三〇名

三〇七 福岡臨時教員養成所規則

(一九四二(昭和一七)年四月一日制定)

福岡臨時教員養成所規則

第一条 本所ニ数学科ヲ置ク

第二条 数学科ノ学科目左ノ如シ

修身、公民、教育学、数学、国学、物理学、力学、心理学、論理学及哲学、外国語、体操及教練トス

第三条 修業年限ハ三箇年トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ

日曜日

祝日祭日

九州帝国大学記念日 五月十一日

春 季 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル

夏 季 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬 季 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第七条 各学年毎週教授時数ノ配当左ノ如シ

計	体 操 及 教 練	外 国 語	心 理 学、 論 理 学 及 哲 学	力 学	物 理 学	図 学	学 数					教 育 学	公 民 身	修 身	学 科 目	学 科	数 学 科
							数 学 演 習	実 用 数 学	解 析 学	幾 何 学	代 数						
							三 五	四	三	二	三						
三 五	四	三	二	三		六	二	六	二	二	二	二	一				
三 五	四	三	二	三		二	六	四	三	一	二	二	一				

備考

- 一、第三学年ノ演習中ニハ教授実習ヲ含ム
 - 二、実用数学ニハ測量学ヲ含ム
- 第八条 生徒ノ定員ハ左ノ如シ
- 一学年 三十名
- 第九条 本所ニ於テハ入学試験料及授業料ヲ徴収セス
- 第十条 入学者ノ資格ハ左ノ如シ
- 一、師範学校、官公私立中学校ノ卒業者及中学校ノ学科程度ト同等以上ト文部大臣ニ於テ認定シタル学校ノ卒業者
 - 二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者又ハ専門学校入学者檢定規程第十一条第二項ニ該当スル者
 - 三、国民学校訓導免状ヲ有スル者
- 第十一条 入学試験願者ハ左ノ書類ヲ本所ニ差出スヘシ但シ書類書式ハ別ニ定ム
- 一、入学願書
 - 二、履歷書(用紙美濃紙)
 - 三、写真(最近三ヶ月以内ニ撮影シタル手札型半身脱帽ノモノ裏面ニ氏名ヲ記入スヘシ)
 - 四、前条第一号ニ該当スル者ハ出身学校長ノ推薦書及学業成績並ニ人物考査書
 - 五、前条第二号ニ該当スル者ニシテ試験檢定ニ合格シタル者ハ

合格証明書、無試験検定合格者ハ認定証明書

六、前条第三号ニ該当スル者ハ免許状写

七、戸籍抄本

八、所属長官ノ承認書（現ニ官職ニ在ル者、服務義務年限中ノ者並現ニ在学セル者ニシテ卒業後服務義務ヲ生スル者ニ限リ之ヲ要ス）

第一号乃至第四号ハ学校出身者ニ在リテハ出身学校長ヲ經由スヘシ

第十二条 本所ニ入学セシムヘキ生徒ハ入学志願者ニ就キ選抜試験ニ依リ之ヲ定ム

選抜試験ノ科目、期日、募集人員及其ノ他必要ナル事項ハ其ノ都度官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ誓約書ヲ差出スヘシ管理者ニ於テ前項ノ保証人ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ変更セシムルコトアルヘシ

第十四条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認定シタルトキハ退学ヲ命ス

第十五条 退学セントスルトキハ保証人連署ノ上願出ヘシ

第十六条 本所ノ規則命令又ハ示達ニ悖戻シ若クハ風紀ヲ紊ス等ノ行為アリタルトキハ其ノ情状ニ依リ左ノ懲戒ニ処ス

一、謹慎

二、停学

三、放校

第十七条 各学年ノ課程ノ終了又ハ全学科ノ卒業ハ該学年間ニ於ケル平素ノ学業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ決定ス但シ管理者ノ見込ニ依リ某学科ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第十八条 本所所定ノ課程ヲ修了セル者ニ卒業証書ヲ授与ス

第十九条 本所卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

一、学資ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一二相当スル期間

二、学資ノ支給ヲ受ケタル者ハ其ノ支給ヲ受ケタル年限ニ第一号ノ期間ヲ加ヘタル期間

前項ノ期間中一ケ年ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務ヲ有スルモノトス

第二十条 前条ノ外服務義務ニ関シテハ大正十年四月文部省令第二十九号高等師範学校等卒業者服務規則ニ依ル

第二十一条 生徒中毎学年三十名ヲ限り給費トシ、月額貳拾円ヲ支給ス

第二十二条 左ノ各号ニ該当スル者ハ在学中補給シタル学資及授業費ヲ償還スヘシ但シ情状ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免

除スルコトアルヘシ

一、第十四条ニ依リ退学ヲ命セラレタル者

二、第十五条ニ依リ退学シタル者

三、第十九条ノ義務ヲ尽サル者、服務年限中懲戒処分ニ依リ

免職又ハ免許状褫奪ノ処分ヲ受ケタル者

第二十三条 前条ニ依リ償還セシムヘキ授業費ハ月額金五円トシテ

計算ス

第二十四条 本規則ニ掲ケサル事項ハ九州帝国大学通則ヲ準用ス

附則

本規則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔註〕『九州帝国大学時報』第六二三号 一九四二（昭和一七）年四月一日。

三〇八 九州帝国大学官制外七勅令中改正

『官報』第五一六三号 一九四四（昭和一九）年四月一日

朕九州帝国大学官制外七勅令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年三月三十一日

内閣総理大臣 東條 英機
文部大臣 子爵岡部 長景

勅令第二百号

第一条 九州帝国大学官制中左ノ通改正ス

第四条中「四人」ヲ「五人」ニ、「学生」ヲ「学生及生徒」ニ改ム

第五条中「三十八人」ヲ「四十人」ニ改ム

第五条ノ二中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

第十一条ノ二 九州帝国大学ニ附属工業専門部ヲ置キ教授専任六

人、助教授専任四人及助手専任二人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業及実験ノ補助

ニ従事ス

専門部ニ部長ヲ置キ専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

部長ハ総長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第二条 北海道帝国大学官制中左ノ通改正ス

第十三条第三項及第四項中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第三条 官立医科大学官制中左ノ通改正ス

第十九条第四項中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第四条 官立工業大学官制中左ノ通改正ス

第十五条ノ二第二項中「主事」ヲ「所長」ニ改ム

第十五条ノ三第三項中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第十五条ノ四 東京工業大学ニ附属工業専門部ヲ置ク

専門部ニ教授、助教授及助手ヲ置ク教授ハ奏任トシ助教授及

助手ハ判任トス教授及助教授ハ生徒ノ教育ヲ掌リ助手ハ教授

又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業及実験ノ補助ニ従事ス

専門部ニ部長ヲ置ク専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大学
長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十六条中「及東京工業大学附属予備部」ヲ、「東京工業大学附
属予備部及東京工業大学附属工業専門部」ニ改ム

別表中学生主事ノ欄中「一人」ヲ「二人」ニ、書記ノ欄中「二十
九人」ヲ「三十二人」ニ、学生主事補ノ欄中「二人」ヲ「三人」
ニ改メ附属予備部ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

附 属 工 業 專 門 部		
教 授	助 教 授	助 手
十二人	七人	四人

第五条 官立商業大学官制中左ノ通改正ス

第十七条第四項及第五項中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第十七条ノ二 東京商科大学ニ附属工業経営専門部ヲ置ク

工業経営専門部ニ教授、助教授及助手ヲ置ク

教授ハ委任、助教授ハ聘任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

助手ハ聘任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業及実験ノ補助

ニ従事ス

工業経営専門部ニ部長ヲ置ク工業経営専門部教授ノ中ヨリ文部

大臣之ヲ補ス

部長ハ大学長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十八条第二項及第三項中「主事」ヲ「所長」ニ改ム

第十九条中「及東京商科大学附属商学専門部」ヲ、「東京商科大
学附属商学専門部及東京商科大学附属工業経営専門部」ニ改ム

別表東京商科大学ノ項学生主事ノ欄中「二人」ヲ「三人」ニ、同
項書記ノ欄中「十四人」ヲ「十六人」ニ、同項学生主事補ノ欄中
「二人」ヲ「三人」ニ、同項大学予科教授ノ欄中「二十人」ヲ「十
九人」ニ、同項商学専門部教授ノ欄中「十九人」ヲ「十四人」ニ、
同項商学専門部助教授ノ欄中「五人」ヲ「四人」ニ改メ同表商学
専門部ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

工 業 經 營 專 門 部		
教 授	助 教 授	助 手
九人	四人	一人

同表神戸商業大学ノ項大学予科教授ノ欄中「十六人」ヲ「十五人」
ニ改ム

ニ改ム

第六条 神宮皇学館大学官制中左ノ通改正ス

第八条第四項中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第七条 昭和十五年勅令第二百七十八号中左ノ通改正ス

第一条中「臨時附属医学専門部」ヲ「臨時ニ附属医学専門部」ニ
改ム

附属医学専門部職員定員表					
	教授	助教授	助手	書記	
東京帝国大学附属医学専門部	九人	四人	六人	三人	
京都帝国大学附属医学専門部	九人	四人	八人	三人	
東北帝国大学附属医学専門部	九人	四人	八人	三人	
九州帝国大学附属医学専門部	九人	四人	八人	三人	
北海道帝国大学附属医学専門部	九人	四人	八人	三人	
大阪帝国大学附属医学専門部	九人	四人	八人	三人	

第一条ノ二 東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、大阪帝国大学及名古屋帝国大学ノ学生主事ハ総長ノ命ヲ承ケ生徒ノ指導監督ヲモ掌ル

生徒ノ指導監督ヲ掌ラシムル為前条ニ掲グル大学ニ学生主事及学生主事補各一人ヲ置ク

第二条中「臨時附属医学専門部」ヲ「附属医学専門部」ニ、「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第三条中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第六条中「臨時附属医学専門部」ヲ「附属医学専門部」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

名古屋帝国大学附属医学専門部	九人	四人	八人	三人
新潟医科大学附属医学専門部	九人	四人	七人	三人
岡山医科大学附属医学専門部	九人	四人	七人	三人
千葉医科大学附属医学専門部	九人	四人	七人	三人
金沢医科大学附属医学専門部	九人	四人	七人	三人
長崎医科大学附属医学専門部	九人	四人	七人	三人
熊本医科大学附属医学専門部	九人	四人	七人	二人

第八条 帝国大学高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第三条中「臨時附属医学専門部主事」ヲ「附属医学専門部長」ニ改ム

附則

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京帝国大学臨時附属医学専門部、京都帝国大学臨時附属医学専門部、東北帝国大学臨時附属医学専門部、九州帝国大学臨時附属医学専門部、北海道帝国大学臨時附属医学専門部、大阪帝国大学臨時附属医学専門部、名古屋帝国大学臨時附属医学専門部、新潟医科大学臨時附属医学専門部、岡山医科大学臨時附属医学専門部、千葉医科大学臨時附属医学専門部、金沢医科大学臨時附属医学専門部、長崎医科大学臨時附属医学専門部又ハ熊本医科大学臨時附属医学専門部

時附属医学専門部ノ教授、助教授、助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ各東京帝国大学附属医学専門部、京都帝国大学附属医学専門部、東北帝国大学附属医学専門部、九州帝国大学附属医学専門部、北海道帝国大学附属医学専門部、大阪帝国大学附属医学専門部、名古屋帝国大学附属医学専門部、新潟医科大学附属医学専門部、岡山医科大学附属医学専門部、千葉医科大学附属医学専門部、金沢医科大学附属医学専門部、長崎医科大学附属医学専門部又ハ熊本医科大学附属医学専門部ノ教授、助教授、助手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
前項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ関スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

三〇九 九州帝国大学附属工業専門部規則

(一九四五(昭和二〇)年一月適用)

九州帝国大学附属工業専門部規則

第一章 総則

- 第一条 本専門部ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス
- 第二条 本専門部ノ修業年限ハ三年トス
- 第三条 本専門部ノ学科ハ左ノ如シ

機械科

電気通信科

航空機科
造船科
第二章 授業
第四条 本専門部ニ研究生ヲ置クコトアルヘシ
第五条 授業ハ教授及修練トス
修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
第六条 各学科ノ学科目及其授業時数左ノ如シ但シ特別ノ必要アルトキハ各学科目ノ全学年ヲ通スル総授業時数ヲ減少セサル範圍内ニ於テ学科目ノ各学年ニ於ケル授業時数ヲ変更シ又ハ授業時間外其ノ他ニ於テノ臨時講義若ハ実験実習又ハ教練ヲ課スルコトアルヘシ

機械科

学科目	第一学年 授業時数	第二学年 授業時数	第三学年 授業時数
道義	三五	三五	三五
人文	七〇	七〇	
教練	一一二	一一二	一一二
体練	七〇	七〇	七〇
数学	一四〇	七〇	七〇
物理	一四〇	一四〇	三五
化学	一〇五		

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校

学 科 目	第一学年 授業時数	第二学年 授業時数	第三学年 授業時数
学 道 義	三五	三五	三五
人 文 義	七〇	七〇	一一二
教 練 文 義	一一二	一一二	七〇
体 練	七〇	七〇	七〇
数 学 練	一七五	一七五	一〇五
物 理 学 練	一七五	一四〇	一〇五
外 国 語	一〇五	一〇五	七〇
航 空 力 学	七〇	一〇五	七〇
飛 行 機 材 料	七〇	三五	七〇
電 氣	七〇	七〇	七〇
飛 行 機 構 造 強 度	七〇	七〇	七〇
発 動 機	七〇	三五	七〇
飛 行 機 装 備	七〇	七〇	七〇
飛 行 機 設 計	七〇	七〇	七〇
飛 行 機 製 作	七〇	七〇	七〇
工 業 經 営	二一〇	二一〇	二八〇
設 計 製 図	二一〇	二一〇	一〇五
実 験 実 習	一七五	一七五	一七五
造 船 学 大 意	一七五	一七五	七〇
機 械 工 学	一七五	一七五	三五
学 道 義	三五	三五	三五
人 文 義	七〇	七〇	一一二
教 練 文 義	一一二	一一二	七〇
体 練	七〇	七〇	七〇
数 学 練	一〇五	一〇五	一〇五
物 理 学 練	七〇	七〇	七〇
外 国 語	七〇	七〇	七〇
抵 抗、推 進、旋 回	一〇五	一〇五	一〇五
算 法、復 原、動 揺	七〇	七〇	七〇
船 体 強 弱	七〇	七〇	七〇
電 氣	七〇	七〇	七〇
機 械 設 計	七〇	七〇	七〇
船 用 機 関	七〇	七〇	七〇
船 舶 工 作	一〇五	七〇	七〇
軍 艦 設 計、構 造、艦 装	一〇五	七〇	七〇
商 船 設 計、構 造、艦 装	三五	七〇	七〇
工 業 經 営	三五	七〇	一〇五
計 造 船 科 目	一四七七	一四七七	一四七七

設計製図	二四五	二四五	二八〇
実験実習	一四〇	一四〇	一四〇
航空学大意			七〇
特別船舶			七〇
航海運用術			三五
計	一四七七	一四七七	一四七七

第三章 学年、学期等

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一期 自四月一日 至八月三十一日

第二期 自九月一日 至十二月三十一日

第三期 自一月一日 至三月三十一日

第九条 教授ヲ行ハザル日左ノ如シ

一 祭 日

二 祝 日

三 九州帝国大学記念日

専門部長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八

月末、十二月末、一月始、三月末其ノ他ニ於テ教授ヲ行ハサ

ルコトアルヘシ

第四章 入学、休学、退学等

第十条 生徒ヲ入学セシムヘキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十一条 本専門部ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各号ノ一二該当シ

且本専門部所定ノ入学検定ニ合格シタル者タルヘシ

一 中学校卒業者

二 修業年限五年ノ中学校ノ第四学年修了者又ハ文部大臣ノ定

ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

三 専門学校入学者検定規定ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル

者

四 専門学校入学者検定規定ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

第十二条 入学検定ハ人物、学力及身体ニ付之ヲ行フ

学力検定ハ試験検定及無試験検定トス

試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十三条 無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ当該出身学校長ニ於

テ特ニ成績優良ナル者トシテ推薦シタル者タルコトヲ要ス

無試験検定ニ依リ入学ヲ許可スヘキ者ノ員數ハ各学科募集人員ノ

五分ノ一以内トス

第十四条 特別ノ事情アルトキニ限り第二学年以上ニ入学ヲ許可ス

ルコトアルヘシ

第二学年以上ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ第十一条所定ノ資格ヲ有シ

且前各学年ノ授業課程ニ付其ノ修了程度ニ依リ施行スル銓衡試験

ニ合格シタル者タルヘシ

第十五条 退学シタル者再入学ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原学年以

下ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六条 入学志願者ハ本専門部所定ノ左ヲ書類ニ入学検定料金五円ヲ添ヘ指定期間内ニ専門部長ニ提出スヘシ但シ前条ノ規定ニ依ル入学志願者ニ付テハ第二号乃至第四号ノ書類ヲ省略セシムコトヲ得

一 入学願書

二 出身学校教科及修練ノ成績証明書又ハ第十一条第四号ノ検定合格証明書

三 写真

四 出身学校長推薦書（無試験検定ヲ受クル者ニ限ル）

既納ノ入学検定料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第十七条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ指定ノ期間内ニ本専門部所定ノ誓書ニ戸籍抄本及入学料金参円ヲ添ヘ専門部長ニ提出スヘシ

既納ノ入学料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第一項ノ手續ヲ為ササル者ニ対シテハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十八条 保証人ハ父兄又ハ後見人等ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノタルコトヲ要ス

保証人遠隔ノ地ニ在ルトキハ第二保証人トシテ福岡市又ハ其ノ附近在住者一名ヲ選定スヘシ

第十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ住所ヲ入学後一月以内ニ届出ツヘシ

第二十条 本人及保証人ノ身分上ノ異動又ハ住所ノ変更アリタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第二十一条 生徒ノ服装ハ本専門部所定ノ服制ニ依ルヘシ

第二十二条 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ欠席セントスルトキハ其事由ヲ具シ届出ツヘシ

疾病ノタメ欠席七日以上ニ亘ルトキハ前項ノ届書ニ医師ノ診断書ヲ添附スヘシ

第二十三条 生徒ハ専門部長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ学校ニ入学ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ応スルトコトヲ得ス

第二十四条 疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ由リ三月以上修学スルト能ハスト思料スル者ハ医師ノ診断書其ノ他事由ヲ証スル書面ヲ添ヘ保証人連署ノ上願出テ専門部長ノ許可ヲ得テ一年以内休学スルコトヲ得但シ特別ノ事情アル場合ニハ専門部長ノ許可ヲ経テ更ニ一年以内休学スルコトヲ得

第二十五条 専門部長ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休学ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六条 陸軍若ハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集期間中ハ休学トス

第二十七条 休学ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原学年以下ニ復学

セシム

第二十八条 疾病其ノ他ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出テ専門部長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十九条 専門部長ハ疾病其ノ他ノ事由ニ由リ成業ノ見込ナシト認メタル者ニハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五章 修了及卒業

第三十条 各学年ノ修了ハ当該学年ニ於ケル教授及修練ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第三十一条 前条ノ考查ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ合格セサル者ハ次学年ノ始ヨリ原学年ノ課程ヲ再修セシム

第三十二条 本専門部所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第三十三条 第三学年ノ成績考查ニ合格セサル者ニハ詮議ノ上其ノ卒業ヲ延期シ再考查ヲ受ケシムルコトアルヘシ 再考查ニ合格シタルトキハ卒業証書ヲ授与ス

第三十四条 成績考查ニ関スル規定ハ専門部長別ニ之ヲ定ム

第六章 賞 罰

第三十五条 生徒ニシテ克ク其ノ本分ヲ全ウシ以テ学徒ノ龜鑑ト為スヘキ者アルトキハ之ヲ表彰ス

第三十六条 前条ニ該当スル者ハ詮議ノ上之ヲ特待生ト為スコトアルヘシ

ルヘシ

特待生ハ毎学年之ヲ定ム

特待生ニシテ其ノ資格ヲ失ヘリト認ムヘキ行為アリタルトキハ特待生タルコトヲ罷ム

第三十七条 生徒ニシテ本専門部規則、命令若ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行為ヲ為シタルトキハ其ノ軽重ニ従ヒ専門部長之ヲ懲戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、停学及退学トス

第七章 研究生

第三十八条 本校若ハ他ノ専門学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ工業ニ関スル特殊事項ニ付更ニ研究セントスル者ハ詮議ノ上之ヲ研究生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ
研究生ノ在学期間ハ二年以内トス

第三十九条 研究生ヲ志願スル者ハ其ノ履歴、研究事項及在学期間ヲ具シ専門部長ニ願出ツヘシ

研究生ハ学年ノ中途ニ於テモ之ガ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十条 研究生ハ本専門部内ニ於テ研究ニ従事スルモノトス但シ必要アル場合ハ期間ヲ限り専門部外ニ於テ研究ニ従事セシムルコトアルヘシ

第四十一条 研究生ハ其ノ研究ヲ終了シタルトキハ研究報告書ヲ専門部長ニ提出スヘシ

第四十二条 研究報告書ヲ考査シ其ノ成績佳良ナリト認メタル者ニハ研究証明書ヲ授与ス

第四十三条 研究生ハ本専門部所定ノ服制ニ依ラサルコトヲ得

第四十四条 研究生ハ研究料トシテ年額金百円ヲ指定ノ期日迄ニ納付スヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ対シテハ専門部長ハ研究料ヲ免除スルコトアルヘシ

研究料ハ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金八円五拾錢トス既納ノ研究料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第四十五条 第三十九条第二項ノ規定ニ依リ学年ノ中途ニ於テ入学シタル者ニ対スル其ノ学年ノ研究料ハ当月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第四十六条 研究生ニ関シテハ別段ノ規定ナキ限り本科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第八章 委託生

第四十七条 本専門部ハ官庁其ノ他ノ委嘱アル場合ニハ詮議ノ上設備ノ許ス限り委託生ヲ置クコトアルヘシ

第四十八条 委託生ハ本科生トシテ入学セシム但シ第十一条ノ資格ヲ有スル者タルヘシ

第四十九条 委託生ハ本校所定ノ服制ニ依ラサルコトヲ得

第九章 授業料

第五十条 授業料ハ年額金百円トス

第五十一条 授業料ハ左ノ二期ニ分チテ之ヲ納付スヘシ但シ期中途ニ於テ陸海軍ニ徵集ノ見込ノ者ハ其ノ期ニ限り月割ヲ以テ納付スルコトヲ得

納付期日

前期 自四月一日起至四月十五日

後期 自十月一日起至十月十五日

授業料ヲ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金八円五拾錢トス

第五十二条 実業学校教員養成規程第一条第三項ノ規定ニ依リ卒業後実業学校ノ教職ニ従事セントスル者ニ対シテハ願出ニ依リ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

前項ノ出願者ニ対シテハ免除ノ決定ニ至ル迄其ノ期ノ授業料ノ徴収ヲ猶予ス

第五十三条 家庭ノ事情ニ依リ学資ノ支弁困難ナル者ニ対シテハ詮議ノ上授業料ヲ減免スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ハ其ノ事由ヲ欠クト認メラルルニ至リタルトキハ之ヲ止ム

第五十四条 休学者、特待生及第三十三条ノ規定ニ依リ卒業ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ授業料ヲ免除ス

第五十五条 前二条ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ハ次期分ヨリ之ヲ為

スモノトス但シ授業料納付期間ニ減免ノ決定ヲ為シタル場合又ハ
第五十一条第一項但書ノ適用ヲ受ケタル者徴集セラレタル場合ハ
次月分ヨリ之ヲ為スモノトス

前項ノ規定ハ退学者ニ之ヲ準用ス

第五十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ当月分ヨリ月割ヲ以テ其
ノ期ノ授業料ヲ納付スヘシ

一 第二十七条ノ規定ニ依リ復学シタル者

二 第三十六条第三項ノ規定ニ依リ特待生タルコトヲ罷メラレタル
者

三 第五十二条ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ実業学校教員タルノ志望
ヲ変更シタル者

第五十三条 第二項ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メラレタル者
ハ次月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スヘシ

第五十七条 既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

附 則

本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

〔註〕『九州帝国大学時報』第七〇〇号 一九四五(昭和二〇)年二月二六日。